

意見提出者一覧

| No. | 提出者名(提出順) |
|-----|----------------------------|
| 1 | 放送大学学園 |
| 2 | 株式会社BSフジ |
| 3 | 社団法人日本民間放送連盟 |
| 4 | 株式会社テレビ東京 |
| 5 | スカパーJSAT株式会社 |
| 6 | 株式会社BS日本 |
| 7 | 株式会社ソニー・放送メディア |
| 8 | 社団法人日本ケーブルテレビ連盟 |
| 9 | 株式会社スター・チャンネル |
| 10 | 三菱商事株式会社 |
| 11 | FOXインターナショナル・チャンネルズ株式会社 |
| 12 | 個人 |
| 13 | 日本放送協会 |
| 14 | 匿名 |
| 15 | 埼玉大学経済学部非常勤講師 原早苗 |
| 16 | 個人 |
| 17 | 特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟 |
| 18 | 生活評論家 加藤真代 |
| 19 | 日本映画衛星放送株式会社 |
| 20 | マルチチャンネルエンターテイメント株式会社 |
| 21 | 財団法人 日本消費者協会 |
| 22 | 株式会社 東北新社 |
| 23 | 株式会社ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティング |
| 24 | 株式会社アクティブ・スポーツ・ブロードキャスティング |
| 25 | 匿名 |
| 26 | 匿名 |
| 27 | 株式会社テレビ朝日 |
| 28 | 株式会社スペースビジョンネットワーク |
| 29 | 株式会社放送衛星システム |
| 30 | 株式会社ビーエス朝日 |
| 31 | 株式会社アトス・インターナショナル |
| 32 | 株式会社朝日新聞社 |
| 33 | 株式会社東京放送 |
| 34 | 株式会社インタラクティブィ |
| 35 | 三井物産株式会社 |
| 36 | 社団法人衛星放送協会 |
| 37 | 匿名 |
| 38 | 匿名 |
| 39 | 株式会社WOWOW |
| 40 | 伊藤忠商事株式会社 |

| 提出番号 | 提出者 | 提出意見 | 総務省の考え方 |
|------|--------------|---|---|
| 1 | 放送大学学園 | <p>文部科学省に設置された「放送大学における今後の放送メディアの在り方に関する有識者会議」で、「CS放送に代えて、普及の伸びが著しく、地上デジタル放送と同等の教育効果の向上を図り、地域格差のない質の高い教育サービスを提供することができるBSデジタル放送へ移行することが最も適切である。」と提言されました(平成20年8月5日)。</p> <p>本制度整備案については、特別衛星放送において、放送大学学園が委託放送業務を行うことができるようになるものとなっています。これは本提言に沿ったものであり、放送大学学園がBSデジタル放送に参入できれば、これまで以上に、大学教育の機会に対する広範な国民の要請にこたえらるとともに、大学教育のための放送の普及発達を図ることができるため、その内容につき、賛成します。</p> | <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> |
| 2 | 株式会社BSフジ | <p>意見1. 「放送法施行規則」第17条の8では、これまで「3分の1以上2分の1以下は支配に該当しなかった」ものを、改正案では「支配に該当するが特例として認める」こととしており、マス排の強化と受け取れます。基本的方針では、「地上波との兼営は当面従前どおり」となっていたはずですが、方針の変更と捉えざるをえません。 なお、「支配」については、マス排のみの問題ではなく、当該放送事業者が大株主の子会社なのか関連会社なのか、それに付随する内部統制の問題等の客観的判断材料にもなるため、法体系全体との整合性を勘案し、「従前どおり」であれば、これまでと同一の内容にしていいただく必要があるのではないかと思料いたします。</p> <p>意見2. 「放送法関係審査基準」では、1週間あたりの放送時間全体における「対価を得て行う広告放送(有料放送を除く)」の放送時間の占める割合が3割を超える申請を劣後とすることにされております。 しかしながら、今後の申請基準にも自動的に反映されていくことを鑑みると、「3割」という具体的数字には特段の根拠も示されておらず、将来の状況の変化に対応できるものとも思えません。 基本的方針にあるように、「一定の割合」という表現による比較審査の方が、適確な審査が可能ではないかと考えます。</p> <p>意見3. 「特別衛星放送」の呼称は、如何に制度上だけの言葉としても、やや奇異な感じがいたします。「一般」と「特別」という区別の意味合いが不明で、不要な誤解を招く恐れがあります。また、衛星セーフティネットの「特定標準テレビジョン放送」も、実態を反映させたわかりやすい呼称にするべきかと考えます。</p> | <p>論点2をご参照ください。</p> <p>論点4をご参照ください。</p> <p>「特別」と「一般」という区分は法令上一般的に多用されている区分であり、当該区分が特に誤解を生ずるおそれがあるものとは考えておりません。また、「特定標準テレビジョン放送」の定義に関しましては特に誤解を生ずるおそれがあるものとは考えておりませんが、実態を反映したわかりやすい呼称について更によりご提案があれば具体的にご提案ください。</p> |
| 3 | 社団法人日本民間放送連盟 | <p>当連盟は衛星放送全体が将来にわたり調和ある発展を遂げるため、平成23年以降の新たなBSデジタル放送が国民・視聴者にとって最適なものとなることと、今般の制度整備案が完全デジタル時代にふさわしい放送政策となることを大いに期待するものである。本年6月、新たなBSデジタル放送に関する制度整備の方向性を示した基本的方針(案)に対し、当連盟が「賛成しがたい」と主張したのは、BS放送と110度CS放送の制度上の統合が、衛星放送の発展と視聴者利益につながる道筋が不透明なためであり、今もその考えに変わりはない。</p> <p>基本的方針が指摘するとおり、BSデジタル放送は「地上放送に準ずる規模の視聴者によって視聴される準基幹的なメディア」であり、放送サービスの継続と番組の質の向上に努めてきた。一方、CSデジタル放送は「比較的限られた特定分野の視聴者向け」に普及が進んできた。こうした役割の違いに加え、受信可能世帯数にも大幅な乖離があるなど、両放送の受信環境に大きな差異がある中で制度上の統合を進めるのであれば、その利点や便益を国民・視聴者および関係事業者に、より分かりやすく明示することが肝要であると考えます。</p> <p>そのうえで、制度上の統合を前提とした標記制度整備案について、以下の意見を表明する。今後の制度整備に反映していただくよう、強く求めるものである。</p> <p>1. 放送法施行規則の一部改正案について ・「第17条の8」で、地上放送事業者等による特別衛星放送の支配に関するマスメディア集中排除原則を従前どおりとすることに反対する。BS放送と110度CS放送を制度上統合し、衛星放送全体の同原則を大幅に緩和するのであれば、地上放送事業者等に適用する規律だけを従前どおりとするのは、公平性を欠くものと考えます。また、両放送を制度上統合するにもかかわらず、地上放送事業者等による特別衛星放送の支配に関するマスメディア集中排除原則において、BSと110度CSを区分して規定していることは、制度改正の本旨に反すると言わざるを得ない。 ・地上放送事業者によるBSデジタル放送事業者の議決権保有「3分の1以上2分の1以下」は、現行制度では「支配」に該当しないが、「第17条の8 第1項1号イ(2)」はこれを「支配」に該当するとした上で特例として認める趣旨と思料する。この場合、規制強化となる懸念があるため、新制度案で得られる法的効果が従前どおりであることを確認するよう要望する。 ・「第17条の8 第1項1号イ(2)」に適合する申請者が保有可能なトランスポンダ数を規定上、明確にするよう要望する。</p> <p>2. 放送法関係審査基準の一部改正案について ・「別紙2の2の(2)表現の自由の享有」で、申請者との放送事業者の支配関係について、「議決権保有10分の1超」を基準として、マスメディア集中排除原則への適合性が、より高い申請を優位に扱うとしている。しかし、絶対審査において同原則に適合している申請について、比較審査で既存のBS放送事業者や地上放送事業者との支配関係の程度を勘案する“二重規制”をかけることは原則として避けるべきであり、まして「10分の1超」という具体的基準を設ける必然性はないと考える。 ・また、「別紙2の2の(4)広告放送の割合」では、1週間あたりの放送時間全体における「対価を得て行う広告放送」(有料放送を除く)の放送時間の占める割合が3割を超える申請を劣位に扱うとしている。しかし、特別衛星放送の委託放送業務について広告放送の割合を制約すべき制度上の根拠は極めて希薄であり、「3割」の根拠も不明確である。 ・他方、衛星放送の委託放送業務に関する比較審査基準はこれまで、個別事案ごとに定められていた。今般の制度整備案は、恒久的な比較審査基準を放送法関係審査基準で制度化しようとしているが、個別の審査項目に具体的基準を盛り込むことは制度の硬直化を招き、衛星放送の普及・発展を阻害する恐れが強い。 ・したがって、前述の「(2)表現の自由の享有」および「(4)広告放送の割合」において、「10分の1超」、「3割」といった具体的基準を盛り込むことに反対する。</p> | <p>論点1をご参照ください。</p> <p>論点2をご参照ください。</p> <p>論点2及び4をご参照ください。</p> |

| 提出番号 | 提出者 | 提出意見 | 総務省の考え方 |
|------|--------------|---|---|
| 4 | 株式会社テレビ東京 | <p>1. BSデジタル放送と110度CSデジタル放送を制度上「特別衛星放送」として統合することについて、既存事業者及び国民視聴者に与える影響の観点から、慎重な取り扱いを求めます。 (理由) BSデジタル放送は「地上放送に準ずる規模の視聴者によって視聴される準基幹的なメディア」である。この点は基本的方針にも示されたとおりである。一方、110度CSデジタル放送は「比較的限られた特定分野の視聴者向け」の放送という事業的性格をもってこれまで放送を行ってきた。こうした役割の違いに加え、両放送における受信可能世帯数には大幅な乖離があるなど、BSデジタル放送と110度CSデジタル放送では、その期待される機能や受信環境に依然として大きな差異が存在している。このように本質を異にする二つの放送を、衛星の軌道位置が同じという理由のみで制度的に統合することについては、やはり合理性に欠けるといわざるを得ない。このような状況の中で制度上の統合を進めるのであれば、その利点や便益を国民・視聴者および関係事業者に、より分かりやすく明示することが肝要であると考ええる。仮に制度的な統合が必要であった場合でも、衛星の軌道位置のみをその基準とするのではなく、これまで準基幹的メディアとして放送を行い、普及・発展を遂げてきた既存BSデジタル放送局と、今後新しく開始されるBSデジタル放送局を、その社会的機能の観点から区別し、後者のみをCS110度デジタル放送と制度上統合するといった視点からも検討を行うべきである。また、今回BSデジタル放送と110度CSデジタル放送を制度的に統合するとしているにもかかわらず、地上放送事業者のマスメディア集中排除原則については、従前通り使用する衛星の別で差異を設定している。一方地上放送事業者以外の事業者に対してはその別をなくしており、制度的に一貫性に欠けるといわざるを得ない。</p> <p>2. 放送法施行規則の一部改正案に関して 「第17条の8」で、地上放送事業者等による特別衛星放送の支配に関するマスメディア集中排除原則を従前どおりとすることについて、反対します。 (理由) 特別衛星放送では、放送普及基本計画で目標とする番組数が43-65程度と大幅に増加している。仮にBSデジタル放送と110度CSデジタル放送を制度的に一体化することにより、電波の希少性についての制度的認識が変更されるのであれば、地上放送事業者に対するマスメディア集中排除原則を従前通りとする根拠を失う。このように電波の希少性が減じている中で、地上放送事業者以外の事業者については特別衛星放送全体で基準を緩和しておきながら、地上放送事業者にのみ従前どおりの制約を設けるのは、公平性の観点から問題があると言わざるを得ない。</p> <p>3. 放送法関係審査基準の一部改正案に関して ◆「別紙2の2の(2)表現の自由の享有」において、「10分の1超」の読み替えを行うことについて、反対します。 (理由)そもそも新規参入事業者については、その事業の確実性の担保の上からも、経営的に中心となる事業者の存在が欠かせない。そのような中心となる事業者が、自ら相当な責任を持って事業経営を行っていくためには、「10分の1」を超える経営参加が必要なことは、社会通念上からも明らかである。また、絶対審査において同原則に適合している申請について、比較審査で既存のBS放送事業者や地上放送事業者との支配関係の程度を勘案する“二重規制”をかけることは原則として避けるべきであり、まして「10分の1超」という具体的基準を設ける必然性はないと考ええる。 ◆衛星放送の委託放送業務に関する比較審査基準を、放送法関係審査基準で制度化することについて、拙速な制度化は行うべきではなく、関係する事業者の意見を十分に検討した上で、より慎重な対応を行うべきであると考えます (理由)個別の審査項目に具体的基準を盛り込めば、制度の硬直化を招きかねない。このような観点から、審査基準の中に具体的数値を盛り込むことについても、より慎重な検討を行うべきと考ええる。</p> | <p>論点1及び2をご参照ください。</p> <p>論点2をご参照ください。</p> <p>論点2及び4をご参照ください。</p> |
| 5 | スカパーJSAT株式会社 | <p>(1)「特別衛星放送」制度関係(総論) これまで制度的に分離されていた、BS放送及び東経110度CS放送を「特別衛星放送」として、その普及政策を一体化することは、当該放送の普及、拡大に資するものであると考えるところから、賛同致します。</p> <p>(2)マスメディア集中排除原則関係 「特別衛星放送」全体について、一の者が支配することができるトランスポンダ数を原則4トランスポンダ以内とすることについては、三波共用受信機の普及により、BSデジタル放送及び東経110度CS放送の両方が受信できる環境が整いつつあることに鑑みれば、マスメディア集中排除原則の適用もBS/110度CSを一体として捉える必要があると考えるところから、賛同致します。 また、一般衛星放送について、一の者が支配することができるトランスポンダ数の上限を原則として24トランスポンダ以内まで緩和することについても、これまでの研究会等における議論の方向性に合致したものであり、賛同致します。 なお、一般衛星放送については、有料専門放送が多くを占めるため、個々の放送番組については相対的に社会的影響力が小さく、H. 264/AVC映像符号化方式及びDVB-S. 2伝送路符号化方式等、新たな技術の活用により周波数の有効利用が一層進むことでその希少性が更に緩和されると考えられることから、将来的にはマスメディア集中排除原則の撤廃も視野に入れた検討が必要と考えます。</p> <p>(3)高画質化関係 「特別衛星放送」全体として、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高画質化を目指すことは、視聴者のニーズに適切、 「特別衛星放送」の普及、拡大に資するものと考えるところから、賛同致します。</p> <p>(4)放送番組の多様化関係 個々のチャンネル毎ではなく、「特別衛星放送」全体として、幅広い多様な放送番組が確保されるよう配慮することについては、「特別衛星放送」全体の普及、発展に資するものと考えるところから、賛同致します。</p> <p>(5)その他関連する事項 東経110度CS放送において、過去に委託放送事業者が認定を返上した経緯から、24スロット(2分の1中継器)分の周波数が未認定となっています。当該周波数に関する委託放送業務の申請受付についても、「平成23年以降の新たなBSデジタル放送に係る参入希望調査」において当該周波数の利用を希望する事業者があったこと、また、110度CS放送とBS放送の普及政策を一体化していく基本方針であること等を考慮し、新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の申請受付と同時に進めていただくことを要望致します。</p> | <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。ご指摘の事項については今後の制度検討・運用にあたっての参考意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>ご指摘の周波数帯(12.441GHz(ND8)のうち24スロット分)につきましては、新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の申請受付と同時に申請受付を行う予定です。</p> |
| | | <p>当社は本年6月、「平成23年以降の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定方針に関する基本的方針」(案)に対する意見書で、BS放送と110度CS放送の普及政策の一体化方針に反対である旨を主張した。BS放送と110度CS放送は社会的影響力や受信可能世帯数において大きな乖離があり、両者を同一の普及政策で律することに利益はなく、むしろ不利益が大きいと考えられる。この方針に基づいて両者の制度上の統合を進めるのであれば、その利点や便益を国民・視聴者および関係事業者に、より分かりやすくはつきり示すべきである。 そのことを踏まえたうえで、「平成23年以降の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定に関する制度整備案」に対し、以下に意見を述べる。</p> | <p>論点1をご参照ください。</p> |

| 提出番号 | 提出者 | 提出意見 | 総務省の考え方 |
|------|----------------|---|---|
| 6 | 株式会社BS日本 | <p>1. 放送法関係審査基準の一部改正案について 「別紙2の2の(4)広告放送の割合」では、1週間あたりの放送時間全体における「対価を得て行う広告放送」(有料放送を除く)の放送時間の占める割合が3割を超える申請を劣位に扱うとしたうえで、この比較審査基準を恒久的な制度にしようとしている。衛星放送の委託放送業務における比較審査基準を恒久的な制度とすることは是非はともかく、個別の審査項目に具体的基準を設けることは柔軟性を欠いた制度となり、時々の情勢に応じた機動性のある対応が困難となる恐れが強い。ひいては衛星放送の普及・発展にブレーキをかけることになりかねない。よって、「別紙2の2の(4)広告放送の割合」において、「3割」の具体的基準を盛り込むことに反対する。</p> <p>2. 放送法施行規則の一部改正案について ● 「第17条の8」で、地上放送事業者等による特別衛星放送の支配に関するマスメディア集中排除原則を従前どおりとする、としている。しかし今回改正では、BS放送と110度CS放送を制度上統合していることから、地上放送事業者等に適用する規律だけを従前どおりとするのはおかしい。両放送を制度上統合するならば、BSと110度CSを区分せず、同じ規定とすべきである。 ● 地上放送事業者によるBSデジタル放送事業者の議決権保有「3分の1以上2分の1以下」は、現行制度では『支配』に該当しないが、「第17条の8第1項1号イ(2)」はこれを『支配』に該当するとした上で特例として認めている。この措置は、いずれ別の機会にこの特例をはずす目論みがあるとの見かたも成り立ち、規制強化となる懸念があるので、従前どおりの条文を継続するよう要する。</p> | <p>論点4をご参照ください。</p> <p>論点2をご参照ください。</p> |
| 7 | 株式会社ソニー・放送メディア | <p>1 「特別衛星放送」制度関係(総論)について BS放送、東経110度CSを特別衛星放送として統合し、普及政策を一体化することは、三波共用受信機の普及が進んでいる現状からみて、賛成である。</p> <p>2 マスメディア集中排除原則関係について 地上放送事業者に関して、基本的に従前通りとすることは、放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保する観点から、賛成である。ただし、今回の制度整備(案)では、認定放送持株会社の子会社の場合は、特別衛星放送の委託放送業務の認定を受けられるようになっている。これについては、マスメディア集中排除原則の趣旨から外れるものであり、反対である。 一般衛星放送において、一事業者が支配できるトラポン数を緩和するとされている。一般衛星放送は有料放送が中心であり、その社会的影響力は無料放送と比べ相対的に低いこともあり、トラポン数を緩和することに賛成である。</p> <p>3 高画質化関係について 特別衛星放送全体として、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高画質化を目指すことは、視聴者ニーズに応えるものであり、賛成である。 特別衛星放送における既存番組の画質向上を目的とする申請も排除しないとしたことは、既存番組の高画質化を求める視聴者に応える観点から、賛成である。 番組の高画質化については、新規BS放送だけにとどまらず、現在東経110度CSで利用されていない帯域の活用等もあわせ、特別衛星放送全体として高画質化を図るための枠組みを構築していくべきと考える。 高精細度テレビジョン放送の水平画素数を、申請者の選択に委ねることにしたのは賛成である。 比較審査基準の中に、ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組の割合が高いこと、というものがある。アップコンバートではないピュアHD番組であれば全て良質な番組である、とは言えないと考えられることから、ピュアHD番組についても、その番組内容をきちんと検証すべきと考える。</p> <p>4 放送番組の多様化関係 特別衛星放送全体として、幅広い多様な番組が確保されるよう配慮することは賛成である。また、新規事業者の割り当てに関しては、広く国民に受け入れられるよう、視聴者のニーズを第一に考え、国民の多様な視聴ニーズに応える専門チャンネルを充実すべきと考える。 また、既存番組の高画質化を求めている視聴者のニーズにも配慮すべきと考える。 広告放送の割合が3割を超える申請については、周波数事情を勘案し可能な場合に限り割り当てるとしたことは、放送番組の多様性確保の観点から賛成である。</p> | <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。ご指摘の事項については、平成19年4月に施行された改正放送法により整備された認定放送持株制度を活用する場合は、現在も認定放送持株会社の子会社が一定の条件のもと特別衛星放送に係る委託放送業務認定を受けることができることとされており、現時点で規制強化する必要があるとは考えておりません。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。ご指摘の事項については、論点3をご参照ください。また、委託放送業務の認定にあたっては、関係法令等に則り適切に行って参ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。ご指摘の事項については論点3をご参照ください。</p> |

| 提出番号 | 提出者 | 提出意見 | 総務省の考え方 |
|------|-----------------|---|---|
| 8 | 社団法人日本ケーブルテレビ連盟 | <p>別紙1 制度整備(案)の概要 6. 新たな放送方式関係 ○ 現行の放送方式(広帯域伝送方式等)に加え、新たな放送方式(高度広帯域伝送方式)を策定し、委託放送業務の認定の申請者が、現行の放送方式と新たな放送方式のいずれかを選択して申請することができるようにする。</p> <p>ケーブルテレビ業界では、2011年7月の完全デジタル化に向けて会員各社が一丸となって、デジタル化の普及に邁進しているところであり、この度の新BS放送は、ケーブルテレビ業界にとって、2011年以降の新しいデジタル化、HD化の映像配信に寄与するものと期待いたしております。</p> <p>そのため、今回の法改正で「特別衛星放送」とされる趣旨に鑑み、ケーブルテレビ業界では、今後、特別衛星放送チャンネルのケーブルテレビ配信に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>つきましては、比較審査基準を明確にされましたが、ケーブルテレビ業界といたしましては、可能な限りケーブルテレビの配信に親和性のある方式を採用されますよう事業者に配慮していただけたら幸いです。</p> <p>また、特別衛星放送が円滑にケーブルテレビに配信するためには、顧客管理システム会社や個別受信におけるプラットホーム会社等のご協力が必須です。ケーブルテレビ局が簡易に、また、安価に受信できるよう、ご支援、ご協力を賜りたく、お願い申し上げます。</p> | <p>論点6-1をご参照ください。</p> <p>今後の制度検討・運用にあたっての参考意見として承ります。</p> |
| 9 | 株式会社スター・チャンネル | <p>今回の制度整備案については、全体を通して東経110度BS放送ならびに東経110度CSの放送の普及発展のために整備されたものであり、その内容については全体的に賛成いたします。ただし新たな認定に当たりましては、周波数の希少性に配慮し、また既存事業者のこれまでの普及に対する努力を鑑み、これらの事業者が運用する番組の画質向上について配慮をお願いする次第であります。</p> <p>また、今回の認定に関連して、既存の東経110度CS放送帯域に空きが生じた場合、それらの空き帯域は特別衛星放送全体の高画質化に資する利用について配慮されるべきであると考えます。これを目的とした施策、たとえば周波数全体の整理等、については特別衛星放送全体の普及に資するものとして積極的に賛成する意向であります。その際には既存の東経110度CS放送事業者(番組運用事業者を含む)への配慮がなされることを期待します。</p> <p>「特別衛星放送」制度関係 BS放送及び東経110度CSを制度上「特別衛星放送」として統合し、その普及政策を一本化する。</p> <p>賛成 BS放送及び東経110度CSの普及政策を一体化することは視聴者/放送事業者/受信機メーカー等にとっても共通の利益となることであり、その普及もより促進されるものと期待されることとあります。</p> <p>マスメディア集中排除原則関係 基本的に賛成 ただし、BSについては、50%出資特例を活用した場合等の規定について若干不明瞭な記述が見受けられるので規定をより明確にすべきと考えます。</p> <p>高画質化関係の1 特別衛星放送(デジタル放送に限る。)全体として、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高画質化を目指すこととする。</p> <p>賛成 高精細度テレビジョン放送を中心に、特別衛星放送全体の高画質化を目指すことについては、当該放送の普及促進に繋がると考えます。</p> <p>高画質化関係の2 特別衛星放送における既存放送番組の画質向上を目的とする申請(併せて番組内容の更なる充実を図ろうとするものを含む。)のために周波数を割り当てることについても、特に排除しないこととする。</p> <p>基本的に賛成 特別衛星放送全体の普及促進のため資するものであり賛成する。</p> <p>放送番組の多様化関係の1 特別衛星放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮することとする。</p> <p>賛成 特別衛星放送全体として幅広い分野の多様な放送番組が確保されることは、視聴者の要望に応えるものと推察され、特別衛星放送全体の普及促進に繋がることから賛成いたします。</p> | <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。また、ご指摘の事項につきましては、論点3をご参照ください。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。また、ご指摘の事項については、論点2をご参照ください。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> |

| 提出番号 | 提出者 | 提出意見 | 総務省の考え方 |
|------|-------------------------|---|---|
| | | <p>放送番組の多様化関係の2 特別衛星放送においては、一週間あたりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合が3割を超える申請については、周波数事情を勘案して可能な場合に限り、周波数を割り当てることとする。</p> <p>放送の健全性に資するものであり賛成いたします。</p> <p>比較審査基準における青少年保護について、成人向け番組を含まないこととする</p> <p>賛成</p> <p>特別衛星放送は全国一律的に視聴可能なものであり、公共性についても無視できないものとする。従って青少年保護について配慮がされることについて賛成します。</p> | <p>今般の意見募集に係る制度改革案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改革案に対する賛成のご意見として承ります。</p> |
| 10 | 三菱商事株式会社 | <p>放送法関係審査基準別紙2.の(4)について</p> <p>現在、無料で放送を行うBS放送事業者の「対価を得て行う広告放送(テレビショッピング番組を含む)」の放送時間の割合は3割を超えることが常態化しておりますが、これらBS放送事業者は広告放送としての対価を得ることにより、事業の継続性を確保しているものと考えます。</p> <p>従って、無料放送において、対価を得て行う広告放送時間の割合を制限されることは放送事業者としての収入源に重大な制約を課されることとなり、事業の継続性にも著しく悪影響を及ぼすものと考えます。</p> <p>広告放送であるか否かの如何を問わず、一定の倫理基準を遵守する限りにおいては、既存のBS放送事業者と同様に、放送番組内容については放送事業者に委ねるべきものであり、放送法関係審査基準別紙2.の(4)の「広告放送の割合」を審査基準の1つとすべきではないと考えます。</p> | <p>論点4をご参照ください。</p> |
| 11 | FOXインターナショナル・チャンネルズ株式会社 | <p>1、放送普及基本計画の変更:「特別衛星放送」制度関係</p> <p>BSおよび東経110度CS両放送を制度上、「特別衛星放送」として統合し、普及政策を一体化することに弊社は賛成します。</p> <p>その理由として、現在、東経110度CS放送に弊社はおよそ6年前より2番組の番組供給事業を行っていますが、BS放送との制度一体化によって双方の普及促進がより一層期待出来、新しい特別衛星放送全体でさらに多彩な幅広い放送サービスを高画質で提供することが、今後の放送事業の発展と国民の文化の向上に寄与すると、弊社は考えるからであります。</p> <p>一方、地上・BS・CSのいわゆる3波共用受信機の順調な普及が実現しつつも、共用アンテナや構内引込線設備の普及と改修は進んでおらず、現実にBSと東経110度CS両放送の間での受信環境に格差が存在しています。弊社は両放送の格差解消を早急に官民あげて取組むことを強力に打出すことを希望します。</p> <p>東経110度CS放送の高画質化に帯域が不足することは課題ですが、今後の特別衛星放送の活性化のためには、今回の貴重な機会を生かした新規参入番組が増加し、より魅力ある多彩な番組で一層の普及が促進されることが必要と考えます。</p> <p>2、マスメディア集中排除原則の改正</p> <p>安定した事業展開のため委託放送事業を集中して行う事業者が現れる可能性に配慮した政策として賛成します。</p> <p>3、新たな放送方式に係る技術基準の整備</p> <p>高精細度テレビジョン放送を原則とした制度案に賛成します。</p> | <p>今般の意見募集に係る制度改革案に対する賛成のご意見として承ります。東経110度CSの受信環境の向上については、今後の制度検討・運用にあたっての参考意見として承ります。また、ご指摘の事項については論点3をご参照ください。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改革案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>新たな放送方式に係る技術基準については高精細度テレビジョン放送の他、標準テレビジョン放送に係る映像フォーマットも規定するものでありますが、今回の制度整備案では放送普及基本計画において、高精細度テレビジョンを中心とすることとしているところであり、本案を支持するご意見として承ります。</p> |
| 12 | 個人 | <p>意見内容 上記制度案の中の (17) 放送法関係審査基準(平成13年総務省訓令第68号)一部変更案新旧対照表</p> <p>について次の変更を支持します。</p> <p>(4) 広告放送の割合 一週間あたりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合が3割を超えないこと(その旨が委託放送事項に明確に記載されている場合に限る。)</p> <p>理由 国民生活センターが12/17に発表した内容によるとテレビショッピングに関する相談が近年増加しているとのこと。相談内容を見ると「テレビショッピングは、映像や音声に伴うことによる臨場感あふれた商品紹介など商品の特長がインパクトをもって紹介される反面、返品可否など消費者にとって重要な事項やデメリットとなる点などについては、番組放映時間などの制約から、瞬間的な表示で終わってしまい、消費者に十分に理解されていないケース等がある。」(詳しくは添付資料をご覧ください)とのことであり、問題点も多いと思われます。そういった広告放送が公共の電波を多く占めることは問題があると考えられます。</p> | <p>今般の意見募集に係る制度改革案に対する賛成のご意見として承ります。</p> |

| 提出番号 | 提出者 | 提出意見 | 総務省の考え方 |
|------|-------------------|---|--|
| 13 | 日本放送協会 | <p>1 これまでBS放送が順調に普及してきたのは、視聴者の期待に応えるハイビジョン番組の制作や、安定的、継続的な放送確保のための入念な設備整備・運用による信頼性の確保などによるところが大きいものと考えます。 今回の制度整備案において、BS放送および東経110度CS放送を「特別衛星放送」として統合し、その普及施策を一体化することとされています。この点については、これまで関係者の努力によってハード・ソフト両面にわたって築かれてきたBSデジタル放送に対する信頼を損なうことなく、引き続き、視聴者の期待に十分応えることのできる高品質で多様な放送番組が安定的に確保されるとともに、設備面においても高い信頼性が維持されるようにすることにより、準基幹放送としてのさらなる普及・発展が図られるよう、制度の運用にあたって十分な配慮がなされることを要望します。</p> <p>2 地上デジタル放送の衛星利用による難視聴地域対策は、協会および地上系一般放送事業者が行う地上デジタル放送と同一の放送を同時に行うものであり、当該対策の実施主体が独自に放送番組の編集を行うものではありません。 したがって、当該対策の実施主体に対して番組基準の策定、放送番組審議機関の設置、放送番組の保存の各義務を課することは、放送番組の適正性の確保など各義務の趣旨に鑑みて実益に乏しく、むしろこれらを免除することが当該対策のより効率的な実施に資するものと考えられることから、適切な措置と考えます。</p> | <p>今後の制度検討・運用にあたっての参考意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> |
| 14 | 匿名 | <p>0. 総論 ・衛星放送事業は1990年当初のアナログ委託放送事業よりスタートし、スペースケーブル事業をドライブする主要事業として、衛星放送に加えCATV事業の発展に寄与してきております。 ・今回の委託認定は放送メディアの多様化に資するものであり、また健全な競争環境を用意することによる、放送業界の更なる発展を期待すべきものと考えております。 ・放送法の基本原則に立ち戻り公共の福祉に資するものを大前提とし、放送法第52条等の厳格な適用をお願いしたいと考えております。特に過去行われてきた免許会社（ペーパーカンパニー）的な運用は放送事業の実態を反映しておらず、放送事業実態としての審査を厳格にするべきと考えております。</p> <p>1. 「特別衛星放送」制度関係 110°衛星として一体化することに賛成致します。</p> <p>2. マスメディア集中排除原則関係 ・基本的な考え方に賛成致します。 ・前述の通り免許会社を通じた形骸化した免許形態ではなく、放送事業の実態を反映した審査が行われることを希望します。</p> <p>3. 高画質化関係 ・賛成致します。</p> <p>4. 放送番組の多様化関係 ・基本的には賛成致します。 ・有料か無料かは個々の事業性の問題であり、110°全体の健全なる発展に資する内容であれば、有料・無料での優劣はつけるべきではないと考えます。</p> <p>5. 放送大学学園関係 ・公共の福祉に資するものであり、賛成致します。</p> <p>6. 新たな放送方式関係 ・今回は既に4000万台以上普及した受信機を利用出来る事業認定であり、放送メディアの多様化及び健全なる発展を考えた場合、第2のプラットフォーム的發展阻害要因となりえる新たな放送方式の導入は避けるべきと考えます。 ・あくまで前述の通り放送事業の実態を反映した免許認定であるべきと考えており、実態のある放送事業免許申請会社の事業判断として放送方式関係は選択されるべきと考えます。</p> <p>7. その他 ・チャンネル番号21及び23についても、このBSデジタル放送の速やかな発展を図る為にも、他チャンネルと同時に今回認定されることを望みます。</p> | <p>委託放送業務の認定にあたっては、関係法令等に則り適切に行って参ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。また、委託放送業務の認定にあたっては、関係法令等に則り適切に行って参ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>論点6-2をご参照ください。</p> <p>「一部の形態のBS放送受信システムの電波干渉問題に関する連絡会」の試算結果によれば、要対策エリアは全国で400～500か所と推計されることあり、所要の対策を講じるまでの間、本周波数については委託放送業務認定申請の受付を行わない可能性があります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> |
| 15 | 埼玉大学経済学部非常勤講師 原早苗 | <p>(意見) (9)放送普及基本計画及び(17)放送法関係審査基準について、示された案に賛成する。 特に「広告放送の割合」について、「一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超えないこと」を、遵守すべきである。</p> <p>(理由) ○電波・周波数は、公共のものである。 ○さまざまな媒体において「広告」は展開されているが、公共性をもつ周波数は選択の余地がない。 ○私的な営業手段のひとつである「広告」が、無限定に利用すべきものとは考えられない。 ○「表現の自由」の主張とは相容れない。 ○新たに使えるようになる7つの周波数においては、視聴者が契約関係を結べるような良質な番組を提供すべきではないか。 ○検討アジェンダの意見募集の段階でも意見を提出している。参考にしてもらいたい。</p> | <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> |

| 提出番号 | 提出者 | 提出意見 | 総務省の考え方 |
|------|-----------------------|---|--|
| 16 | 個人 | <p>去る7月31日以降の参入希望調査を踏まえ放送番組の多様性確保の方針を具体化された本制度整備案の当該事項につきましては、その方向性については賛成いたしますが、消費者の立場からご検討いただきたい箇所もありますので、下記の通り意見を提出致します。</p> <p>4. 放送番組の多様化関係 ・ 1) 放送普及基本計画の改正案の第一の1C 一般放送事業者が委託により行わせる放送の中で多様化・高度化する放送需要にこたえるため放送を行うこと。また、特別衛星放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮すること・・・と一般原則を規定した点は時宜いかなっている。しかしさらに、青少年を年齢に相応しくない番組から守ること・・・など多様性に係わる重要な配慮事項については具体的に定めていただきたい。</p> <p>・ 放送法関係審査基準の改正案 別紙2の2(3)で放送番組の多様性について特定分野への偏り及び番組内容の重複の程度等を勘案するとしている点も意義深い。昨今の視聴率欲しさゆえの品性に欠ける類似番組の氾濫や、独自取材の少なさ、古い録画の安易な使い回しは、この分野の創造力の衰退ぶりを物語るばかりでなく多くの視聴者の期待にこたえていない。従って当然本規定は欠かさない。</p> <p>・ 放送法関係審査基準の改正案別紙2の(4)で広告放送の割合を三割を超えないこととあるが、EUのテレビ放送における広告規制が広告及びテレビショッピング放送の時間を、1時間あたり12分すなわち二割としているのとは比べ、まだまだ多いことは歴然としている。日本民間放送連盟の放送基準が1週間の総放送時間の18%以内としていることから見ても、三割の規制ではわが国の現在のBS民放のショッピング番組・CMの洪水を結果的に容認することに繋がり、放送番組の多様性の実現は危ぶまれる。総務省が実施したBS放送に対する視聴者の期待調査でも、ショッピング番組などへの期待は1%にも満たなかった結果と併せて慎重に再検討をお願いしたい。</p> | <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。ご指摘の事項に関する総務省の考え方は以下のとおりです。</p> <p>一般的に、放送事業者による放送番組の編集に当たっては、放送法第3条の2第1項第1号の規定により「公安及び善良な風俗を害しないこと」が求められており、本件比較審査基準についても、当該法律上の規定の趣旨を踏まえて定めるものであるため、これと同旨の規定を重ねて放送普及基本計画上に明記する必要まではないものと考えられます。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>論点4をご参照ください。</p> |
| 17 | 特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟 | <p>放送法関係審査基準の改正案別紙2の(4)で広告放送の割合を三割を超えないこととありますが、EUのテレビ放送における広告規制が広告及びテレビショッピング放送の時間を、1時間あたり12分すなわち二割としているのとは比べ、まだまだ多いことは歴然としています。日本民間放送連盟の放送基準が1週間の総放送時間の18%以内としていることから見ても、三割の規制ではわが国の現在のBS民放のショッピング番組・CMの洪水を結果的に容認することに繋がり、放送番組の多様性の実現は危ぶまれます。</p> <p>総務省が実施したBS放送に対する視聴者の期待調査でも、ショッピング番組などへの期待は1%にも満たなかったという結果が出ています。加えて、昨年12月17日に国民生活センターは、「テレビショッピングに関するトラブルが増加している」と公表しています。これらを受けて、より厳しい基準を規定すべきと考えます。また、現在放送されているBS民放各局に対して同様の基準を適用させるべきです。</p> | <p>論点4をご参照ください。</p> |
| 18 | 生活評論家 加藤真代 | <p>放送法関係審査基準(平成13年総務省訓示68号)一部変更案新旧対照表(17)-3~6 について</p> <p>視聴者・消費者は自身の手で電波を使用してその表現の自由を駆使することはできない。貴重な電波を預かった事業者の手を通じて、自らの知る権利を行使し、表現の自由を享受している。即ち、送られてくる内容がより豊かな文化の享有、思想や意見の流通に役立つことを期待している。(その証として、2007年2月(社)中央調査社「BS放送に対する視聴者の期待」をみても、高画質・高音質番組、スポーツやドラマ、世界遺産などの長時間中継などへの期待に比べると、ショッピング番組など情報系番組への期待は微々たるものである。)</p> <p>しかしながら、関係事業者から、このような視聴者の立場に配慮するという原点は、とすれば忘れられがちである。そのために、担当行政による一定の規制や関与—事業者、視聴者合意の上—は必要であると考え。</p> <p>原案にある、事業計画の確実性、表現の自由の享有、放送番組の多様性、個人情報の保護、青少年の保護、視聴覚障害者への配慮、放送番組の高画質性、については妥当であると考えますが、広告放送の割合については、3割を超えないこととしているのは、地上波の総CM量に比して、あまりに多すぎるのではないかと。</p> <p>現状、BSがあっても増加している高齢者向けの良い番組が少ない一方、1日の多くを商品販売に費やしている局があるといった不満の声も聞かれる。地上波の日本民間放送連盟は、CM量を週総放送量の18%以下と規定しているが、実際には特定の時間に集中しているのではないかと、とか、旅や飲食の紹介番組といながら特定地域の観光業や施設の広告に終始しているものがあるといった不満の声も聞かれる。</p> <p>貴重な電波を商業主義ばかりが大手を握って跋扈することがないよう、関係者の大所高所からの視聴者への配慮と良識ある検討、その結果の行動を期待している。</p> <p>新たな事業者への規制に止めず既存事業者も暫時同様の規制に取り組みまれることを期待するものである。</p> | <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。ご指摘の事項については、論点4をご参照ください。</p> |
| 19 | 日本映画衛星放送株式会社 | <p>1、「特別衛星放送」制度関係(総論)について BS放送及び東経110度CS放送を制度上統合し、その普及政策を一本化することに賛成いたします。</p> <p>2、高画質化関係 1) 高精細度テレビジョン放送を中心とした高画質化について 視聴者ニーズを踏まえたもので、賛成いたします。</p> <p>2) 既存の放送番組の画質向上を目的とする申請を排除しないことについて 特別衛星放送全体のHD化あるいは高画質化を図るためには、既存放送番組の画質向上が不可欠であり、賛成いたします。 また、今後のBS帯域の委託放送業務の認定においては、既存110度放送番組を出来るだけ優先するよう希望いたします。更にBS認定後、東経110度CS放送帯域を有効利用し、HD化あるいは高画質化を推進するために、空き帯域を整理し、既存放送番組の画質向上に割当ててを希望いたします。</p> <p>3) 水平方向画素数について 周波数帯域の制約があり、申請者の選択に委ねることに賛成いたします。</p> | <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。また、ご指摘の事項については論点3をご参照ください。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> |

| 提出番号 | 提出者 | 提出意見 | 総務省の考え方 |
|------|-----------------------|--|---|
| | | <p>3、放送番組の多様化 1) 特別衛星放送全体として多様性に配慮することについて 専門多チャンネル放送を認めるもので、賛成いたします。 特に、高齢者のテレビ視聴時間が長いこと、及びわが国の高齢化の進展を踏まえ、高齢者に望まれる番組の拡充と視聴覚障害者への配慮を希望いたします。</p> <p>4、新たな放送方式関係 新たな放送方式は、放送技術の発展に伴う将来の選択肢を用意したものと理解しますが、既に世帯普及率が50%に達した受信機では視聴不可能となり、また、2011年に向けてアナログテレビの買い替えも必要とされている現時点においては、慎重な取扱いを希望します。</p> | <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。また、委託放送業務の認定にあたっては、関係法令等に則り適切に行って参ります。</p> <p>論点6-2をご参照ください。</p> |
| 20 | マルチチャンネルエンターテイメント株式会社 | <p>(1)「特別衛星放送」制度関係(総論) これまで制度的に分離されていた、BS放送及び東経110度CS放送を「特別衛星放送」として、その普及政策を一体化することは、当該放送の普及、拡大に資するものであると考えることから、賛同致します。</p> <p>(2) マスメディア集中排除原則関係 「特別衛星放送」全体について、一の者が支配することができるトランスポンダ数を原則4トランスポンダ以内とすることについては、三波共用受信機の普及により、BSデジタル放送及び東経110度CS放送の両方が受信できる環境が整いつつあることに鑑みれば、マスメディア集中排除原則の適用もBS/110度CSを一体として捉える必要があると考えることから、賛同致します。 また、一般衛星放送について、一の者が支配することができるトランスポンダ数の上限を原則として24トランスポンダ以内まで緩和することについても、これまでの研究会等における議論の方向性に合致したものであり、賛同致します。</p> <p>(3) 高画質化関係 「特別衛星放送」全体として、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高画質化を目指すことは、視聴者のニーズに適い、「特別衛星放送」の普及、拡大に資するものと考えことから、賛同致します。</p> <p>(4) 放送番組の多様化関係 個々のチャンネル毎ではなく、「特別衛星放送」全体として、幅広い多様な放送番組が確保されるよう配慮することについては、「特別衛星放送」全体の普及、発展に資するものと考えことから、賛同致します。</p> | <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> |
| 21 | 財団法人 日本消費者協会 | <p>平成23年以降の新たなBSデジタル放送に関する、総務省案の比較審査基準の「広告放送3割以内」の基準に賛成します。</p> <p>皆さんご存じのとおり、現在のBSデジタル放送においては、ショッピング番組が非常に多く放送されています。</p> <p>テレビショッピングがお好きな方も、中にはおられるでしょうが、多くの方々には、「せっかくBSデジタル放送を視聴できるテレビを買ったのに、ショッピングばかりじゃないか」といった不満をお持ちだと思います。</p> <p>チャンネルを合わせただけで、ひたすら「売り物」をアピールし続ける、イヤなら消せば良いが、好むと好まざるとに関わらず、商品情報が流れてくるのは、「不招請勧誘」的などころもあります。(現在番組内で販売している商品の中には、「効果効能」を謳った物や妖しげな表示のものもあります。)</p> <p>電波は本来、公共のものであり、これは、国民すべて(消費者)が持つ共通認識でしょう。例えば、世界で、地域で、今何が起きているのか教えてくれる報道・ニュース番組、文化や教養の水準を高めてくれる教育講座・カルチャー番組、仕事や勉強の合間にホッと一息楽ませてくれる映画やアニメなど、私たちの生活をより豊かにしようとしてくれる番組があるからこそ、視聴する意味があるのです。</p> <p>ですから、そういった、視聴者のための番組を制作・運営するために、一定程度、広告宣伝が挿入されることは、やむを得ないものと思います。しかし、視聴者を露骨にターゲットにした、広告宣伝が自己目的化したようなチャンネルとなれば、話は別だと思えます。</p> <p>そういったチャンネルは、事業者の方々にとっては「儲かる」ものかもしれません。しかし、せっかく貴重な電波を開放するのですから、視聴者のための番組と、商売のための番組とが競合し、どちらかにしか電波を割り当てられないということであれば、公共の電波の使い道としてよりふさわしいチャンネルに対し、電波を優先的に割り当てるのは、当たり前のことではないでしょうか。</p> <p>もし、そういった、視聴者のニーズや、放送の公共的な役割を考えず、ただ、儲かるだけのチャンネルに電波を割り当てていけばいいのだということであれば、そもそも電波は、総務省がタダで割り当ててではなく、オークションで自由に市場取引でもしてもらったほうが、よほどすっきりすると思えます。</p> <p>今回の総務省の「3割」の基準は、本来は、今回増える新しいBSチャンネルに対してだけ適用するのではなく、既存のBSチャンネルについても適用すべきだと思います。ただ、もし、既存のBSチャンネルに適用するのが法律上難しいとか、時間がかかるといった事情があるのであれば、まず新規チャンネルだけでも、この基準を適用し、少なくともこれ以上は、ショッピング番組が増えることがないようにするべきです。</p> | <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。ご指摘の事項については、論点4をご参照ください。</p> |

| 提出番号 | 提出者 | 提出意見 | 総務省の考え方 |
|------|----------------------------|---|---|
| 22 | 株式会社 東北新社 | <p>1.「特別衛星放送」制度関係 ○BS放送及び東経110度CSを制度上「特別衛星放送」として統合し、その普及政策を一本化する。</p> <p>BS放送及び東経110度CSの普及政策を一体化することで視聴者にとってより分かりやすい環境が整備されることが想定され、その普及もより進むものと考えられることから、賛成いたします。</p> <p>2.マスメディア集中排除原則関係</p> <p>基本的に賛成いたします。ただし、BSについては、50%出資特例を活用した場合等の規定について若干不明瞭な記述が見受けられますので、規定をより明確にすべきと考えます。</p> <p>3.高画質化関係 1)特別衛星放送(デジタル放送に限る。)全体として、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高画質化を目指すこととする。</p> <p>高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高画質化を目指すことについては、BS放送、東経110度CS放送の普及促進に繋がることから賛成いたします。 既存のCS放送事業者、番組供給事業者がBS放送に移行した場合に、空いた帯域は返上されるべきで、その帯域を整理し、新たな委託放送事業者を認定すべきと考えます。帯域を整理することにより普及基本計画に定める高画質化のより一層な推進が図れるものと考えます。そのためには委託放送事業者の周波数の移動が行えるような制度整備が必要と考えます。</p> <p>2)特別衛星放送における既存放送番組の画質向上を目的とする申請(併せて番組内容の更なる充実を図ろうとするものを含む。)のために周波数を割り当てることについても、特に排除しないこととする。</p> <p>放送普及基本計画に定める高画質化の推進はBS放送、東経110度CS放送の普及促進のためには必須であり、高画質化を推進するためには既存放送事業者、既存番組供給事業者の画質向上を図ったほうがより追加の周波数が少なく高画質化が図れるために、既存放送事業者、既存番組供給事業者の画質向上を優先させるべきと考えます。</p> <p>4.放送番組の多様化関係 1)特別衛星放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮することとする。</p> <p>特別衛星放送全体として幅広い分野の多様な放送番組が確保されることは、視聴者ニーズに合致するものであり、特別衛星放送全体のさらなる普及促進に繋がることから賛成いたします。</p> <p>2)特別衛星放送においては、一週間あたりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合が3割を超える申請については、周波数事情を勘案して可能な場合に限り、周波数を割り当てることとする。</p> <p>視聴者ニーズに合致するものであり、特別衛星放送全体のさらなる普及促進に繋がることから賛成いたします。</p> | <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。ご指摘の事項については、論点2をご参照ください。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。ご指摘の事項については論点3をご参照ください。</p> <p>論点3をご参照ください。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> |
| 23 | 株式会社ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティング | <p>BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送を制度上「特別衛星放送」として統合し、その普及政策の一体化を柱とした今回の制度整備案に賛成いたします。</p> <p>特に、特別衛星放送における既存の放送番組の画質向上を目的とする申請のために周波数を割り当てることについても、特に排除しない、との方針につきましても賛成いたします。なお、現東経110度CSデジタル放送における既存番組の新たなBSデジタル放送への移行により生ずる未利用帯域につきましては、現東経110度CSデジタル放送の視聴者ニーズに応えるべく、同放送における既存番組の高画質化に優先的に有効活用される制度が整備されるよう希望いたします。</p> | <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。ご指摘の事項については論点3をご参照ください。</p> |
| 24 | 株式会社アクティブ・スポーツ・ブロードキャスティング | <p>BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送を制度上「特別衛星放送」として統合し、その普及政策の一体化を柱とした今回の制度整備案に賛成いたします。</p> <p>特に、特別衛星放送における既存の放送番組の画質向上を目的とする申請のために周波数を割り当てることについても、特に排除しない、との方針につきましても賛成いたします。なお、現東経110度CSデジタル放送における既存番組の新たなBSデジタル放送への移行により生ずる未利用帯域につきましては、現東経110度CSデジタル放送の視聴者ニーズに応えるべく、同放送における既存番組の高画質化に優先的に有効活用される制度が整備されるよう希望いたします。</p> | <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。ご指摘の事項については論点3をご参照ください。</p> |

| 提出番号 | 提出者 | 提出意見 | 総務省の考え方 |
|------|-----|---|---|
| 25 | 匿名 | <p>3.高画質化関係 (2)既存の放送番組の画質向上を目的とする申請を排除しないこととする、について</p> <p>「特別衛星放送」全体として高精細度テレビジョン放送を中心とする高画質化を目指す上では、既存の放送番組の画質向上は必要不可欠なので賛成します。ただし「特別衛星放送」全体の画質向上のためには、既存の東経110度CSデジタル放送番組が新たなBSデジタル放送の認定を受けたあとの110度CS周波数帯域に関して、高画質化を望む既存の東経110度CSデジタル放送番組のために出来る限り有効に利用されるよう、優先的に配慮されることを希望いたします。</p> | <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。ご指摘の事項については論点3をご参照ください。</p> |
| 26 | 匿名 | <p>「特別衛星放送」制度関係(総論) 受信環境の面からは、視聴者にとってBS/CSの区別を意識させる意義は薄れてきており、普及政策においてBS/CS全体としての調和を図る必要性が高まっていることは理解できる。とはいえ、これまでにBS委託放送事業者が果たしてきた準基幹放送としての社会的役割を鑑みると、これまでそうした位置付けになかったCS放送の在り方を変えずに両者を一くくりにして制度上統合することには、これまでBS放送の普及に尽力してきた委託放送事業者の多くが反対するように違和感を感じます。</p> <p>マスメディア集中排除原則関係 110° CSとの制度上の統合に伴う整備と理解でき、従前の制度と実質的に余り差異の無い内容のため異論はありません。</p> <p>高画質化関係 既存番組の高画質化のニーズが高いことは疑う余地も無いが、先般の参入希望調査で多数の希望申請が出ておりBS用の周波数事情は全ての希望を満たせないことから、既存でBS及びCS放送事業を行っている者の申請を既存の放送番組の画質向上を目的とする有料放送番組の申請より優先されることを望みます。</p> <p>放送番組の多様化関係 広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超える申請については、公平性の観点から既存の委託放送事業者についても今後の免許更新時に同様にこの基準を適用されることを望みます。また一方で、この広告放送3割のガイドラインが遵守される限りにおいて、視聴者メリットの観点から無料放送による申請が有料放送による申請より優先されるべきだと考えます。</p> <p>放送大学学園関係 公共の福祉、放送の多様性の観点から、放送大学学園が委託放送業務を行うことができるようにすることは妥当だと考えます。</p> <p>新たな放送方式関係 選択肢が広がるといふ点については賛成致しますが、放送方式の選択によって優先順位に優劣を生じさせないことを希望します。</p> <p>その他 衛星放送は全国放送とはいえ、放送事業者の立地は東京一極集中の状況にあります。衛星放送の発展と多様性を確保する上で、地方に立地する申請がある場合は特段の配慮をされるべきと考えます。</p> | <p>論点1をご参照ください。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>論点3をご参照ください。</p> <p>論点4をご参照ください。また、委託放送業務の認定にあたっては、関係法令等に則り適切に行って参ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>委託放送業務の認定にあたっては、関係法令等に則り適切に行って参ります。</p> |
| | | <p>1. BS放送と110度CS放送の制度上の統合と普及政策の一体化について</p> <p>【意見】 ▽一体化した「特別衛星放送」のなかでも明らかに役割の異なる110度CS放送も準基幹的なメディアとしての位置付けをし、それに応じた規律を適用していくとの方針に反対します。</p> <p>【理由】 そもそもいわゆる「準基幹放送」の役割は制度上明確に定義づけられているものではありません。しかし、これまでBSデジタル放送が公共的役割を果たすために自主的に「災害放送」に取り組んでいることなどが世間一般に広く定着しつつあります。即ち、災害放送はあくまでもBSデジタル放送が自主的な判断でおこなうもので、なら制度的に放送事業者を拘束するものではないとはいえ、BSデジタル放送に対しての国民視聴者の期待から半ば「努力義務的なもの」として捉えられている状態にあります。</p> <p>こうしたなかでBS放送と110度CSを「特別衛星放送」として一体化し、準基幹的なメディアとして位置付けることは、現行の110度CS放送側に対して負担が大きと考えます。110度CS放送はBS放送と受信可能帯域数では大幅な乖離がありませんが、視聴者との有料課金契約という相互の了解のもとで、専門性・嗜好性が高いコンテンツを限定的に提供しています。そのような110度CS放送が災害放送の点でBS放送と同様に半ば義務的に国民視聴者の期待に応えるのは厳しいと考えます。また、それにかかる費用負担はようやく軌道にのり始めた110度CS放送事業者の経営を圧迫するもので、結果としてコンテンツの質の低下などから視聴者利益を損なう懸念さえ生じてきます。</p> <p>したがって、特別衛星放送の準基幹的なメディアとしての役割はあくまでも放送事業者の自主的な判断に委ね、「準基幹的なメディアとしてふさわしい規律を適用していく」ことは避けるべきだと考えます。</p> <p>(平成20年7月31日発表報道資料「平成23年以降の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定に関する基本的方針の公表」の別紙2の64ページから始まる論点1を参照しました。)</p> | <p>論点1をご参照ください。</p> |

| 提出番号 | 提出者 | 提出意見 | 総務省の考え方 |
|------|--------------------|--|--|
| 27 | 株式会社テレビ朝日 | <p>2. 特別衛星放送の委託放送業務認定の比較審査基準とその恒久化について</p> <p>【意見】 ▽ 比較審査を行う際の基準のなかに、ある特定の放送番組内容を含むものについて劣位とする基準を導入することに反対します。具体的には放送法関係審査基準(平成13年総務省訓令第68号)別紙2の2の「(4)広告放送の割合」「(6)青少年の保護」の項目があたります。</p> <p>【理由】 放送事業者が自らの放送番組を編集するにあたっては、憲法はもとより、放送法などにより「表現の自由」が保証されているものだと考えます。たとえ「特別衛星放送」の業務認定に際しての比較審査基準の一審査項目に過ぎなくても、放送番組内容は放送事業者の自由意思に任されるべきであり、制度面でその内容について言及することはなじまず反対します。さらに今回の制度整備で衛星放送業務認定の比較審査基準を恒久化しようとする方針であることを勘案すると、番組内容にまで触れることはより一層慎重であるべきだと考えます。また、「青少年の保護」の項目の「成人向け番組」は定義を明確にできる性質のものではなく、運用面で放送事業者に混乱を招く可能性があります。</p> <p>3. 地上放送事業者のマルチメディア集中排除原則について</p> <p>【意見】 ▽ BS放送と110度CS放送を制度上一体化しながら、地上放送事業者に適用する規律のみを従前どおりすることに反対します。</p> <p>【理由】 BS放送と110度CS放送を制度上統合して「特別衛星放送」としながら、地上放送事業者に適用するマルチメディア集中排除原則の規律にだけ「BS放送」「CS放送」の区別を残すことは制度全体として整合性を欠くもので反対します。また、従前の「BSデジタル放送事業者」「CSデジタル放送事業者」「衛星役務利用放送事業者」の区分を「BSデジタル放送事業者」「CSデジタル放送事業者」「一般衛星放送事業者」の区分にする「衛星役務利用放送事業者」と「一般衛星放送事業者」がイコールの概念ではないため一部の放送事業者の区分があいまいになることを懸念します。現在の衛星放送業界を俯瞰すると、無料広告放送市場も有料放送市場も既に飽和状態にあり、既存の「BSデジタル放送事業者」「CSデジタル放送事業者」においても厳しい経営環境に晒されています。放送事業者の不安定な経営状態は、結果として健全な民主主義の発展に資する放送が損なわれる可能性すら孕んでいます。視聴者の利益を最優先に考える時、映像コンテンツの制作や調達などの面で既存地上放送事業者の関わりは不可欠だと考えます。したがって、地上放送事業者へのマルチメディア集中排除原則の規律についても一定の緩和を求めます。</p> <p>4. 特別衛星放送の高精細度テレビジョン放送中心とする高画質化について</p> <p>【意見】 ▽ 制度整備案において特別衛星放送の高画質化は一の周波数を2分割または3分割して利用する放送を前提とする記載が見られますが、柔軟な分割方法も考慮に入れるべきだと考えます。</p> <p>【理由】 放送普及基本計画第2の3の(1)においては特別衛星放送の「一般放送事業者が委託により行わせる放送」の数を43程度～65程度としていますが、一の周波数を2分割または3分割して利用する放送を前提としています。同計画の注釈で「これ以外の分割方法による利用を妨げるものではない。」としていますが、制度で放送番組の目標数を明記することで、周波数帯の分割方法についてあたかも規定路線のごとく扱われ、放送事業者側が硬直化した考えを持つことが懸念されます。「特別衛星放送全体として、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高画質化」ということを企図するのであれば、より多くの放送事業者に周波数帯を割り当てて有効活用する観点から、高精細度テレビジョン放送に満たない高画質テレビジョン放送にも柔軟に対応できるような制度整備をするべきだと考えます。よって、放送普及基本計画においては注釈があるとはいえ、放送番組の上限目標数は設けるべきではないと考えます。なお、高精細度テレビジョン放送を定義づける明確な規定はありませんが、高画質化については放送事業者の経営に直結するため、高精細度テレビジョン放送に満たない高画質テレビジョン放送も含めて多くの選択肢を確保されることが望ましいと考えます。したがって、高画質の基準については、衛星放送業界の調和のとれた健全な発展のために、視聴者のニーズも踏まえつつ、従来と同じくサービスを提供する放送事業者に委ねられるべきだと考えます。</p> | <p>論点4及び5をご参照ください。</p> <p>論点2をご参照ください。また、ご指摘の「区分」については、現在、衛星放送に係る放送事業者(受託放送事業者を除く。)は、「BS放送に係る委託放送業務を行う者」「CS放送に係る委託放送業務を行う者」「衛星役務利用放送事業者」に大別されておりますが、原案では、これを「特別衛星放送業務を行う者」と「一般衛星放送業務を行う者」に整理するものであり、原案による区分は明確であると考えます。</p> <p>高精細度テレビジョン放送については、地上デジタル放送の普及の進展等に伴い、視聴者にとっては「当たり前」のサービスとなりつつあるところであり、ハイビジョン化に対する視聴者ニーズ等を踏まえ、高精細度テレビジョン放送中心としたものです。</p> |
| 28 | 株式会社スペースビジョンネットワーク | <p>BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送を制度上「特別衛星放送」として統合し、その普及政策の一体化を柱とした今回の制度整備案に賛成いたします。</p> <p>特別衛星放送における既存の放送番組の画質向上を目的とする申請のために周波数を割り当てることについても、特に排除しない、との方針につきましても賛成いたします。また、東経110度CSデジタル放送における既存番組の新たなBSデジタル放送への移行により生ずる未利用帯域は、東経110度CSデジタル放送の視聴者ニーズに応えるためには、同放送における既存番組の高画質化に優先的に活用される制度が望ましいと考えます。</p> | <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。また、ご指摘については論点3をご参照ください。</p> |
| 29 | 株式会社放送衛星システム | <p>BSデジタル放送の受信機は、現在4600万台近い普及が進み、一層の普及拡大が見込まれています。当社は、平成23年からの全12チャンネルのBSデジタル放送の予備免許を受領している唯一の受託放送事業者として、ますます重くなっている使命と責任を着実に果たしてまいります。平成23年からの新しいBSデジタル放送に当たっては、視聴者の皆様に、多彩で魅力ある新たなサービスを提供し、一層の普及につなげるために、当初より12チャンネル全てを用いたデジタル放送を開始することが必要不可欠であり、その実現に向けた施策の推進が大前提と考えます。</p> <p>そのうえで第一に、BSデジタル放送のきわめて大きな社会的影響力や高い公共性からして、委託放送事業者の方が安易に撤退すれば、関係者の皆様に多大な不利益や混乱をもたらすこととなります。そのようなBSデジタル放送の社会的影響力や公共性を十分踏まえて、「事業計画の確実性」をはじめ、今回の改正「放送法関係審査基準」に規定された内容が運用される必要があると考えます。</p> | <p>「一部の形態のBS放送受信システムの電波干渉問題に関する連絡会」の試算結果によれば、要対策エリアは全国で400～500か所と推計される所であり、所要の対策を講じるまでの間、本周波数については委託放送業務認定申請の受付を行わない可能性があります。</p> <p>委託放送業務の認定にあたっては、関係法令等に則り適切に行って参ります。</p> |

| 提出番号 | 提出者 | 提出意見 | 総務省の考え方 |
|------|-------------------|---|--|
| | | <p>第二に、従来からの委託放送事業者の方について、今後も安定した経営基盤のもとで新規の事業者と競争を行うことによりBSデジタル放送全体の発展を図っていくことが期待されます。そのためには、従来からの委託放送事業者のこれまでの経験を生かした安定的な事業運営を可能とする施策の推進が必要と考えます。</p> | <p>今後の制度検討・運用にあたっての参考意見として承ります。</p> |
| 30 | 株式会社ビーエス朝日 | <p>1. 「特別衛星放送」制度関係（総論） BS放送及び東経110度CSを制度上「特別衛星放送」として統合し、その普及政策を一体化する、という制度整備案に反対します。当社は、制度整備案の方向性を示した「平成23年以降の新たなBSデジタル放送に係わる委託放送業務の認定に関する基本的方針（案）」に対する意見でも、BSとCSでは担ってきた役割が違うという判断をもとに、同様の主張を述べました。基本的方針（案）が「受信環境の面においては、視聴者にとって、BSデジタル放送及び110度CSデジタル放送の間には大きな差異はなくなりつつある」という前提を示したのに対しては、BSとCSでは受信帯数が大きく乖離していると指摘しました。総務省が昨年5月に作成した「平成23年以降の新たなBSデジタル放送に係わる関連資料」でも、同年3月末のBSデジタル放送受信普及数は810万件で、一方の東経110度CSデジタル放送の加入件数は63.8万件とBSの1/12にも及んでいないことが明らかになっています。 ところが、同7月末に総務省が公表した「寄せられたご意見と総務省の考え方」は、BSデジタル放送と東経110度CSデジタル放送の乖離に対して、「有料放送と無料放送の違いなどを別とすれば、受信帯数に大幅な乖離があると認識を有しておりません」（論点1 問1-5に対する答）と主張しています。 12対1以上の大差を示しながら大幅な乖離と認めない放送行政のありようには強い危惧の念を持ちます。BSデジタル放送と東経110度CSデジタル放送を制度上統合し、普及政策を統合することが視聴者にどんな利益をもたらすのか、納得できる合理的な根拠をもとに、行政の目指すところを明確に示す必要があると考えます。</p> <p>2. 高画質化関係 視聴者のニーズ、それをもとにしたテレビ受像器の開発は高精細度テレビジョン放送に向かっています。電波資源が有限であることを考え合わせると、電波帯域を細分化して事業者の参入機会を増やすより、参入機会を抑えても水平方向画素数を1920画素とする高精細度テレビジョン放送の申請を優先するのが望ましいと考えます。そのために新しく参入する事業者数が減り、番組数が減少することであっても、衛星放送全体で多チャンネル化が進んでいることを考慮すれば、多様な番組を求める視聴者の選択を狭める懸念はないと判断します。</p> <p>3. 放送番組の多様化関係 一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。）に係わる放送時間の占める割合が3割を超える申請については、周波数事情を勘案して可能な場合に限り、周波数を割り当てることとする、という制度整備案に反対します。 放送番組の多様化など番組の内容は基本的に表現の自由に係わる領域の問題であり、行政が直接的に関与する懸念は極力排除するのが民主主義社会の根幹であると考えます。制度整備案の当該箇所は、比較審査基準の2次審査で番組内容に直接関する意図はないという説明ですが、いわゆるショッピング番組にしても視聴者のニーズに支えられて成立しています。ショッピング番組の放送時間割合は市場のスクリーニングを優先するのが妥当であり、制度上根拠の薄い行政の指標で番組編成が左右される懸念があってはならないと考えます。</p> | <p>論点1をご参照ください。</p> <p>ハイビジョン化に対する視聴者ニーズの高まりについては把握しておりますが、放送番組の数を減らしてまで水平方向画素数を1920画素とすべきとの視聴者ニーズを把握するには至っておりません。</p> <p>論点4をご参照ください。</p> |
| 31 | 株式会社アトス・インターナショナル | <p>4.放送番組の多様化関係 多様性確保のため、既存有料専門放送の集合体が、時間分割による、特別衛星放送の周波数を占有できる制度整備を希望します</p> | <p>個々の放送事業者の放送番組編集の独立性確保の観点から、一の周波数について時間分割により複数の委託放送業務の認定を行うことについては、慎重な検討が必要なものと考えます。</p> |
| 32 | 株式会社朝日新聞社 | <p>1. 特別衛星放送の委託放送業務認定の比較審査基準について</p> <p>【意見】放送法関係審査基準（平成13年総務省訓令第68号）別紙2の2の「(4) 広告放送の割合」、「(6) 青少年の保護」の両基準を導入することについては、さらに慎重な検討を要すると考えます。</p> <p>【理由】本来、放送事業者が放送番組を制作、編集することについては、憲法で認められた表現の自由が保証されていることに鑑みると、放送番組の内容は、公序良俗に反しない限り、原則として放送事業者の自由意思、自主的な規律に委ねられるべきです。今回の制度案では、「特別衛星放送」の業務認定に係る比較審査基準に上記2項目が加わりました。周波数が不足する場合の比較審査の項目ではありますが、実質的には放送事業者の自由意思に制約をかけるおそれがあります。また、「(6) 青少年の保護」にある「成人向け番組」の定義が明確でないとともに、「別紙2の2」にある「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする」という抽象的な基準と組み合わせること、行政当局の恣意的な判断が加わる余地を残すことに強い危惧があります。</p> | <p>論点4及び5をご参照ください。</p> |
| | | <p>はじめに、現在のBSデジタル放送は、準基幹放送として放送サービスを継続すると共に良質な番組の供給に努めてきた。近年ようやく視聴可能世帯が4000万を超えるまでに普及発展した背景には、地上波放送事業者の経営基盤の安定性や豊富なコンテンツに裏付けられた積極的な支援があってこそと自負している。にもかかわらず地上波放送事業者を事実上排除するような今回の制度整備案には違和感を覚える。 また、三波共用受信機の普及により、受信環境に関してはある程度両者の差は改善されつつあるが、現行のBSデジタル放送と110度CSデジタル放送では、その成立の背景やバックアップの堅牢性などに未だ大きな差があることから、安易に制度を統合すべきではないと考える。 このような前提条件のもと、制度整備案に関して以下の意見を述べさせていただきます。</p> <p>1. 制度整備案全体 前提条件として述べたとおり、安易な制度の統合には反対であるが、もし統合するのであれば、視聴者にとってどのようなメリットがあるのか具体的な根拠を示すべきである。</p> | <p>論点1及び2をご参照ください。</p> <p>論点1をご参照ください。</p> |

| 提出番号 | 提出者 | 提出意見 | 総務省の考え方 |
|------|---------------|--|--|
| 33 | 株式会社東京放送 | <p>2. マスメディア集中排除原則 現行のBSデジタル放送と110度CSデジタル放送(左旋円偏波を除く)を制度上統合するとしながら、地上放送事業者等によるマス排の区分のみを踏襲(BS⇒0.5トラボン、110度CS⇒2トラボン)することに違和感を覚える。これはすなわち、これまでBS、CSの普及発展に少なからず寄与してきた地上波放送事業者等を「特別衛星放送」から事実上排除していることに等しく、安定した経営基盤や良質なコンテンツの供給という観点から見ても妥当ではないと考える。</p> <p>3. 放送法関係審査基準 ① 現在のような不安定な社会情勢、並びに通信と放送の融合に係る法制度等が未だ固まらず、方向性が見えないような状況の中で定められた比較審査基準を、「放送法関連審査基準」として恒久的な基準とするのは、制度の硬直化につながり、特別衛星放送全体の番組の多様性や普及発展を妨げる要因になりうるため賛成出来ない。さらに、今回の審査基準が恒久化されれば、現行110度CSの空帯域での事業計画にも影響を及ぼすことは必至で、既存放送事業者の不利益につながると考える。 ② (2)「表現の自由の享有」によって、マス排に、より適合している申請者を優位に扱うという趣旨で「10分の1超」を支配の基準として適合性を審査するのは、いわゆるマス排の“二重規制”であり、このような規制を設ける根拠に乏しいので、見直すべきである。 ③ 「対価を得て行う広告放送」の割合を明確な数字で示すのは、審査基準とはいえ既存事業者への影響が少なからずあると思われるため、「3割」という具体的な数字を示すのであれば、その根拠を明確にすべきである。</p> | <p>論点2をご参照ください。</p> <p>論点2及び4をご参照ください。なお、既存事業者への影響につきましては、今般恒久化することとした比較審査基準は、放送法第52条の16に基づく認定の更新の際には適用されないものです。</p> |
| 34 | 株式会社インタラクティブィ | <p>1 「特別衛星放送」制度関係(総論) BS放送及び東経110度CSを制度上「特別衛星放送」として統合し、その普及政策を一本化する。</p> <p>基本の方針の意見募集の際と同様に、三波共用受信機の普及による視聴環境の変化に加え、視聴者にとっても解り易くすることが今後の普及にとって重要であり、更なる発展が期待できるものとして賛同致します。但し、普及促進の具体的な施策を実施する際には、フレキシブルな対応が可能となる事を期待致します。</p> <p>2 高画質化関係 1) 特別衛星放送全体として高精細度テレビジョン放送を中心としつつデジタル技術を活用した高画質を目指す事とする。 2) 特別衛星放送における既存の放送番組の画質向上を目的とする申請のために周波数を割り当てることについても、特に排除しない事とする。</p> <p>高画質化は、デジタル機器の普及や視聴者ニーズを踏まえたものとして賛同致します。また、特別衛星放送全体の放送番組の画質向上は重要であり、認定に際しては既存の東経110度CSデジタル放送の番組が高画質化を目的とする申請を出来る限り優先されるよう希望致します。</p> | <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。ご指摘の事項については論点3をご参照ください。</p> |
| | | <p>1. 「特別衛星放送」制度関係(総論) ○ BS放送及び東経110度CSを制度上「特別衛星放送」として統合し、その普及政策を一体化する。 ● 放送普及基本計画「第1」「1」「(2)」「ア」等</p> <p>BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送は、同一の軌道又は位置にある人工衛星により行われる放送であること、また視聴者にとって、受信環境の面において大きな差異が無くなりつつあることを鑑み、BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送を「特別衛星放送」としてその普及政策を一体化することに賛成する。</p> <p>2. マスメディア集中排除原則関係 1) 特別衛星放送全体について、一の者が支配することができるトランスポンダ数を原則として4トランスポンダ以内とする。 ● 放送法施行規則第17条の8第1項第2号 等</p> <p>これまで、東経110度CSデジタル放送については、原則として4中継器以内としてきたことから、普及政策の一体化に伴って、4中継器以内という原則を特別衛星放送全体について、踏襲することに賛成する。</p> <p>3. 高画質化関係 1) 特別衛星放送(デジタル放送に限る。)全体として、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高画質化を目指すこととする。 ● 放送普及基本計画「第1」「1」「(2)」「ア」「(ア)」「C」第1段落前段 ● 平成11年郵政省告示第776号「三」 ● 放送法関係審査基準「別紙2」「1」「(1)」、同「2」「(8)」等</p> <p>高精細度テレビジョン放送については、視聴者にとっては当たり前のサービスとなりつつあることから、特別衛星放送普及政策の一体化の元、特別衛星放送全体として高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高画質化を目指すことに賛成する。</p> | <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> |

| 提出番号 | 提出者 | 提出意見 | 総務省の考え方 |
|------|------------|--|---|
| 35 | 三井物産株式会社 | <p>2) 特別衛星放送における既存の放送番組の画質向上を目的とする申請(併せて番組内容の更なる充実を図ろうとするものを含む。)のために周波数を割り当てることについても、特に排除しないこととする。 ● 放送法関係審査基準「別紙2」「4」等</p> <p>高精細度テレビジョン放送については勿論、標準テレビジョン放送番組の画質向上に対する視聴者ニーズは高いと考えており、その意味で同案に賛成する。</p> <p>3) 高精細度テレビジョン放送の水平方向画素数を1920画素とするか1440画素とするかについては、原則として申請者の選択に委ねることとする。 ● 放送法施行規則第17条の14第1項第9号 等</p> <p>稀少且つ有限の電波資源をより有効活用し、より多くの放送番組の提供を確保するコンテンツの多様性の観点から、高精細度テレビジョン放送の水平方向画素数を1440画素とする必要性は高いが、一方地上放送に比した一層の高画質化ニーズもある。どちらを採用するかは放送事業者の事業モデルによる為、放送事業者の選択に委ねることに賛成する。</p> <p>4) 特別衛星放送においては、超短波放送及びデータ放送については、周波数事情を勘案して可能な場合に限り、周波数を割り当てることとする。 ● 放送普及基本計画「第2」「1」「(3)」「才」 ● 放送法関係審査基準「別紙2」「1」「(3)」等</p> <p>ラジオ放送及びデータ放送については、インターネットなど他メディアによって視聴者ニーズを満たすことが相当程度可能となっていることから、BS放送用周波数の希少性を鑑み、テレビジョン放送に対して周波数を優先的に割り当てるべきである。</p> <p>4. 放送番組の多様化関係 1) 特別衛星放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮することとする。 ● 放送普及基本計画「第1」「1」「(2)」「ア」「(ア)」「C」第1段落後段 ● 放送法関係審査基準「別紙2」「2」「(3)」等</p> <p>BSデジタル放送では既に多数の総合編成無料広告放送が行われており、今回の認定に関してはBS放送用周波数の希少性を鑑み、有料・専門チャンネルを中心に、幅広い国民のニーズを反映したより多くの放送番組を認定すべきである。</p> | <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>委託放送業務の認定にあたっては、関係法令等に則り適切に行って参ります。</p> |
| 36 | 社団法人衛星放送協会 | <p>1. 「特別衛星放送」制度関係(総論) BS放送及び東経110度CSを制度上統合し、その普及政策を1体化することに賛成する。</p> <p>2. マスメディア集中排除原則関係 (1) 特別衛星放送全体 現行の東経110度CSに係る制度との対比においては、周波数の希少性を考慮した現行原則の考え方を基本的に維持しており、賛成する。</p> <p>(2) 地上放送事業者等 BSについては、50%出資特例を活用した場合には4トランスポンダまで保有可能と考えられるが、その旨が明らかでないので、施行規則案を修正し、規定をより明確にすべきと考える。 なお、仮に当該修正を行うのであれば、現行原則の考え方を基本的に維持しており、賛成する。</p> <p>(3) 一般衛星放送 業界が求めていた現行原則の緩和であり、賛成する。</p> <p>3. 高画質化関係 (1) 高精細度テレビジョン放送を中心とした高画質化 視聴者ニーズを踏まえたものであり、賛成する。</p> <p>(2) 既存の放送番組の画質向上を目的とする申請を排除しない 放送普及基本計画に盛り込まれた特別衛星放送全体のHD化あるいは高画質化を図るためには、既存放送番組の画質向上が不可欠であり、当を得た方針と考える。更に、今後のBS及びCS帯域の委託放送業務の認定においては、既存放送番組を出来るだけ優先するよう希望する。</p> | <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。ご指摘の事項については論点2をご参照ください。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る制度改正案に対する賛成のご意見として承ります。ご指摘の事項については論点3をご参照ください。</p> |

| 提出番号 | 提出者 | 提出意見 | 総務省の考え方 |
|------|-----------|---|---|
| | | (3) 水平画素数 周波数帯域の制約もあるので、画素数に関して事業者の選択に委ね、1440画素によるHD放送を可能とすることは適当と考える。 | 今般の意見募集に係る制度改革案に対する賛成のご意見として承ります。 |
| | | 4. 放送番組の多様化 (1) 特別衛星放送全体として多様性に配慮 専門多チャンネル放送を認めるものであり、賛成する。 | 今般の意見募集に係る制度改革案に対する賛成のご意見として承ります。 |
| | | 5. 新たな放送方式関係 新たな放送方式に関する技術基準の整備は、放送技術の発展に伴う選択肢を用意したものと理解するが、既に世帯普及率が50%に達した受信機では視聴不可能となるので、当該方式による申請については、既存の視聴者保護の観点から、慎重な取り扱いを希望する。 | 論点6-1をご参照ください。 |
| 37 | 匿名 | 放送普及基本計画「第1」「1」「(2)」「ア」「(ア)」「C」第1段落後段及び放送法関係審査基準「別紙2」「2」「(3)」等 放送番組の多様化に関して、特別衛星放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮することとするという案に賛成いたします。但し、「幅広い分野の多様な放送番組が確保」するためには、同一ジャンルのチャンネルが多数重複して存在することは避けるべきと考えます。従いまして、委託放送業務の認定の審査に際しては、同一ジャンルあたりのチャンネル数を勘案した上で、多様性の確保に寄与するチャンネルの参入が優先されるべきです。 | 今般の意見募集に係る制度改革案に対する賛成のご意見として承ります。また、委託放送業務の認定にあたっては、関係法令等に則り適切に行って参ります。 |
| | | 放送法関係審査基準「別紙2」「1」「(1)」「イ」等 一週間当たりの放送時間(当該二以上の標準テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。)全体における当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合が5割を超えるものであること(その旨が委託放送事項に明確に記載されている場合に限る。)という案に賛成いたします。 むしろ当該項目に関しては、厳格な基準が適用されることを希望します。 | 今般の意見募集に係る制度改革案に対する賛成のご意見として承ります。また、委託放送業務の認定にあたっては、関係法令等に則り適切に行って参ります。 |
| 38 | 匿名 | 1、「特別衛星放送」制度関係 BS放送と東経110度CS放送を一体化した普及政策に賛成いたします。 | 今般の意見募集に係る制度改革案に対する賛成のご意見として承ります。 |
| | | 2、高画質化関係 これからのニーズに適合しており賛成いたします。 | 今般の意見募集に係る制度改革案に対する賛成のご意見として承ります。 |
| | | 3、マスメディア集中排除原則関係 基本的な考えに賛成いたします。 | 今般の意見募集に係る制度改革案に対する賛成のご意見として承ります。 |
| | | 4、新たな放送方式関係 特別衛星放送として普及発展を成すためには現行の放送方式(広帯域伝送方式)に1本化して頂きたいと考えます。 | 論点6-2をご参照ください。 |
| 39 | 株式会社WOWOW | BS放送は準基幹放送として、国民の信頼を得、その期待に応えるべく、多様で上質なコンテンツを、ハイビジョン放送など高度なサービスで提供し、災害時の緊急放送の対応も含め、安定的な放送の継続が可能な体制を整えてきました。 この結果、BS放送はわが国の放送・文化に貢献すると共に、国民の生活に根ざして普及、発展してきました。 平成23年以降の新たなBSデジタル放送においては、放送事業者はじめ関係各機関が一体となって培ってきたBS放送の質をさらに向上させ、将来に渡って永く国民から信頼される放送となりますよう、今後とも制度や体制の整備をご検討いただきますようお願いいたします。 | 今後の制度検討・運用にあたっての参考意見として承ります。 |
| | | 今回の制度整備(案)について、放送法関係審査基準における「第3章 委託放送業務の認定等」の比較審査において「事業計画の確実性」や「青少年の保護(成人向け番組を含まない)」などが基準として導入されている点につきましては、衛星放送の健全な発展を促すものであり、また、確かな経営基盤や展望を持ち、放送文化を支える一員としてふさわしい事業者を選定するための基準となるものとして賛同いたします | 今般の意見募集に係る制度改革案に対する賛成のご意見として承ります。 |
| 40 | 伊藤忠商事株式会社 | 意見 制度整備案全体として賛成いたします。 しかしながら、放送法関係審査基準案(平成13年総務省訓令第68号)の別紙2「2(2)表現の自由の享有」につきましては、撤廃もしくは大幅に緩和されることが適切であると考えます。 理由 BS放送及び東経110度CS放送を制度上統合することで、高画質化・放送番組の多様化を促進することは、特別衛星放送全体の発展につながるものと考え、賛成いたします。 しかしながら、特別衛星放送の発展のためには、委託放送事業者の経営の安定性や放送番組ジャンルのバランス等を重視すべきであり、衛星放送関連企業および団体が資本を通じて提携を深めることにより、経営の安定性や放送番組の多様性に寄与することを、妨げるべきではないと考えます。 | 今般の意見募集に係る制度改革案に対する賛成のご意見として承ります。ご指摘の事項については論点2をご参照ください。 |

論点1

「特別衛星放送」制度関係(総論)

| | | |
|--------------|---|---|
| <p>論点1-1</p> | <p>BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送の制度上の統合が、視聴者に対し具体的にどのような利益をもたらすのか、明確に示すべきではないか。</p> | <p>例えば、これまでの委託放送業務認定に当たっては、BSデジタル放送全体として、又は東経110度CSデジタル放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮することとされてきたところです。しかしながら、両放送の共用アンテナや、いわゆる三波共用受信機の急速な普及に伴い、多くの視聴者において、テレビのリモコンのボタンを1回押すだけで、両放送の視聴を継ぎ目なく容易に切り替えることが可能となりつつあります。</p> <p>このような受信環境下にあつては、放送番組の多様性の確保や、有限希少な周波数の有効利用の観点からは、例えば、BS放送の内部における番組内容の重複だけでなく、BS放送と東経110度CS放送との間にまたがった番組内容の重複についても、国民・視聴者にとっては、必ずしも望ましいものとは認められません。</p> <p>この点、本件制度整備案においては、両放送を制度上統合し、両放送全体として幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮することとすることとしておりますので、これにより、放送番組の多様性の確保や、有限希少な周波数の有効利用の実現を図ることが、より一層容易になると考えられます。</p> <p>このほか、両放送の制度上の統合(大括り化)により、BS放送における専門チャンネルの導入、一の事業者による複数のBSチャンネルの保有、東経110度CS放送のハイビジョン化などが、より一層容易になると考えられます。</p> |
| <p>論点1-2</p> | <p>BS放送は、地上放送の補完的メディアとしての公共的役割を果たしていくため、自主的に、放送法が求める水準を超えて、緊急災害時の対応などに積極的に取り組んできたところであり、有料の専門編成を中心とするCS放送とは、社会インフラとしての役割が根本的に異なるのではないか。</p> | <p>本件制度整備案は、高画質化の推進等の点において、BS放送及び東経110度CS放送を制度上統合し、その普及政策を一体化するものであり、個々の放送事業者が、自らの自主的な判断により、放送法が求める水準を超えて、緊急災害時の対応などに積極的に取り組むことを国として何ら妨げるものではなく、今後とも、そのような公共的な取組が自主的・積極的に行われ、その効用が国民視聴者に広くもたらされることとなることを期待いたします。</p> |
| <p>論点1-3</p> | <p>平成23年以降に開始される予定の新たなBSデジタル放送は、既存のBSデジタル放送とは異なるメディアとして切り離し、当該新たなBSデジタル放送のみを東経110度CSデジタル放送と制度上統合し、普及政策を一体化させるべきではないか。</p> | <p>例えば、地上デジタル放送の衛星利用による難視聴地域対策のための放送は、特別衛星放送の一部ではあるものの、制度上、他の特別衛星放送とは異なる社会的役割を負うものであるため、普及政策上も、他の特別衛星放送とは切り離して規定していますが、それ以外の特別衛星放送については、現時点において、その一部を制度上分離する特段の必要性を認めておりません。</p> |
| <p>論点1-4</p> | <p>BSデジタル放送は平成19年3月末時点で約800万件が受信可能であるのに対し、東経110度CSデジタル放送は平成20年10月末時点で約80万件が加入しているに過ぎず、現状において、普及度合いが大きく異なるのではないか。</p> | <p>BSデジタル放送の「約800万件」は、無料放送・有料放送の別を問わず、放送波の物理的な受信可能件数であるのに対し、東経110度CSデジタル放送の「約80万件」は、有料放送の加入契約件数です。</p> <p>一般論として、ある放送メディアの放送波の物理的な受信可能件数と、他の放送メディアの有料放送の加入契約件数を単純に比較することにより、両メディアの普及度合いを論ずるのは、必ずしも適当でないと考えられます。</p> <p>本件についても、両放送の共用アンテナ及び共用受信機のこれまでの出荷台数等を勘案すれば、両放送の普及度合いに大幅な乖離があるとは考えられません。</p> |
| <p>論点1-5</p> | <p>災害放送の取組みに関し、東経110度CS放送に対し、BS放送と同程度の取組みを求めるのは、CS事業者にとって過度の負担となるのではないか。</p> | <p>災害放送に関しては、従前より、BS放送及び東経110度CS放送の放送事業者に対しては、放送法第6条の2の規定に基づく取組みが求められてきましたが、本件制度整備案は、東経110度CS放送の放送事業者に対し、これまで以上の取組みを求めるものではありません。</p> |

論点2-①

マスメディア集中排除原則関係(地上放送との兼営)

| | | |
|----------------|--|---|
| <p>論点2-①-1</p> | <p>BS放送及び東経110度CS放送を「特別衛星放送」として制度上統合し、その普及政策を一体化するのであれば、地上放送との兼営等の場合に係るマスメディア集中排除原則の適用についても、特別衛星放送全体として統一的な基準を設けなければ、公平性を欠くのではないか。</p> | <p>従前より、放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保する観点から、BS放送及び東経110度CS放送のいずれにおいても、地上放送との兼営等は原則として認められておらず、例外的に、事業の円滑な立ち上がりの支援等の観点から、BSデジタル放送については議決権の2分の1を超えない範囲での議決権の保有が、東経110度CSデジタル放送については2中継器以内の支配が、それぞれ規制緩和により特例的に認められているところです。</p> <p>ご指摘のとおり、地上放送との兼営等の場合についても、将来的には特別衛星放送全体として統一的な基準へと移行していくことが望ましいと考えられますが、平成23年の完全デジタル化を目前に控え、BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送の普及が急速に拡大しつつある現時点において、これらの特例の評価を総括し、今後の地上放送とBSデジタル放送との兼営の適否等について結論を得るのは時期尚早であると考えられます。</p> |
| <p>論点2-①-2</p> | <p>現在の衛星放送を取り巻く厳しい市場環境及び衛星放送事業者各社の厳しい経営状態にかんがみ、映像コンテンツの制作・調達力をはじめとする強固な経営基盤を有している地上放送事業者がその普及を牽引することが可能となるよう、地上放送との兼営等を認めるべきではないか。</p> | <p>今回の新たなBSデジタル放送については、対応アンテナや対応受信機が急速に普及しつつある中で開始されるものであり、いわばゼロからの普及であった既存のCSデジタル放送と同等の立ち上がり支援を必要とするとは認められないところであるため、放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保する観点から、当面は、基本的に既存のBSデジタル放送と同等の規律を適用することが適当であると考えられます。</p> |
| <p>論点2-①-3</p> | <p>特別衛星放送は24周波数を使用して行われる放送であり、周波数の希少性は大幅に緩和されることとなることから、地上放送との兼営等についても一定程度容認することが適当ではないか。</p> | <p>地上放送とBS放送との兼営等については、従前より、以下等の観点から、周波数事情の如何を問わず、原則として不適当とされてきたところです。</p> <p>ア 基幹的なメディアとして位置付けられ、地域社会を基盤として放送を行う地上放送と、準基幹的なメディアとして位置付けられ、全国を対象として放送を行うBS放送とは、それぞれ異なるメディアとして多元性を確保しつつ発展していくことが期待されること。</p> <p>イ 兼営等により、BS放送の番組編成に占める地上放送の再放送などの割合が増加した場合、視聴者が享受することができる放送番組の選択肢が減少する可能性があること。</p> <p>ウ 在京キー局がBSデジタル放送と兼営等する場合には、現在キー局と連携しネットワークを形成している地上ローカル局に深刻な影響を与え、我が国における地域に根ざした情報発信メディアの存立にも影響を与えるおそれがあること。</p> |
| <p>論点2-①-4</p> | <p>地上放送事業者等がBS放送事業者の議決権を3分の1以上2分の1以下保有する場合については、従前は、「支配」に該当しないものとされていたのに対し、本件制度整備案では、「支配」に該当するとした上で、特例として認めるという規定ぶりとなっているが、これは規制強化ではないか。</p> | <p>本件制度整備案は、マスメディア集中排除原則に係る条文を、国民の皆様にとって、より簡潔で分かりやすいものにする観点から、全体的に条文構造を見直し、法技術的に整理・合理化を図っておりますが、これは、規制内容そのものを変更する趣旨によるものではございません。</p> |
| <p>論点2-①-5</p> | <p>マスメディア集中排除原則における「支配」の定義を変更すると、マスメディア集中排除原則以外の制度(子会社か関連会社かの判定、内部統制の問題等)へも影響するおそれはないか。</p> | <p>マスメディア集中排除原則は、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする観点から、総務省令において定める基準であり、他の制度(会計監査、内部統制等)とはその制度趣旨を異にするものでございます。</p> <p>したがって、マスメディア集中排除原則における「支配」の定義は、従前より、例えば会社法上の「子会社」の定義等とは一致していないところであり、マスメディア集中排除原則における「支配」の定義が変更されたとしても、一義的には、他の制度に影響を及ぼすことはないものと考えております。</p> |

| | | |
|---------|--|--|
| 論点2-② | | マスメディア集中排除原則関係(規定の明確化) |
| 論点2-②-1 | 地上放送事業者等がBS放送事業者の議決権を3分の1以上2分の1以下保有する場合の中継器数の上限について、規定を明確化するべきではないか。 | ご指摘の趣旨を踏まえて修正いたします。具体的には、放送法施行規則第17条の8第1項第1号柱書に「申請者等が特別衛星放送業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えない」という趣旨の規定を追加いたします。 |

| | | |
|---------|--|--|
| 論点2-③ | | マスメディア集中排除原則関係(比較審査基準) |
| 論点2-③-1 | 絶対審査においては「3分の1以上」を基準としながら、比較審査においては「10分の1超」を基準とするのは、二重規制であり、適当でないのではないか。 | 一般論として、比較審査は、絶対審査に適合した申請者全員に周波数を割り当てることのできない場合に、これらの申請者の間の優先順位付けを行うために行う審査であることから、比較審査において絶対審査で求められた水準以上の水準の審査を行うことは、比較審査のそもそもの目的・性格に照らして当然のことであると考えられます。(仮に、比較審査において、絶対審査で求められた審査以上の審査を行ってはならないこととなれば、絶対審査に適合した申請者の間の順位付けを行うことは困難となります)。 |
| 論点2-③-2 | 特別衛星放送の発展のためには、委託放送事業者の経営の安定性や放送番組ジャンルのバランス等を重視すべきであり、衛星放送関連企業および団体が資本を通じて提携を深めることにより、経営の安定性や放送番組の多様性に寄与することを、妨げるべきではないのではないか。 | ご指摘のとおり、財政的基礎及び放送番組の多様性の観点からの審査も重要であると考えておりますが、他方において、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする観点からの審査も重要であり、これらの審査は必ずしも相互に排他的なものではないと考えております。 |
| 論点2-③-3 | 「10分の1超」という具体的な数値を設定することは、制度の硬直化を招き、適当でないのではないか。 | 一般論としては、許認可等の行政審査において行政庁による恣意的な裁量が働くことがないようにする観点から、審査基準は、可能な限り、透明で客観的なものとするのが望ましいと考えられます。 ご指摘の、衛星放送分野におけるマスメディア集中排除原則の比較審査につきましては、平成10年に、絶対審査における「支配」の基準を「10分の1超」から「3分の1以上」に規制緩和した際に、これと併せて導入された制度でございますところ、これについても、今般、「10分の1超」という具体的な数値基準の設定及び公表を行うことにより、より一層、行政審査の恣意性の排除及び申請者の予見可能性の向上に資することとなるものと考えられます。 なお、一般論として、制度は、その時々々の社会情勢や経済情勢に照らし必要があれば不断に見直されるべきものであり、その点については、この「10分の1超」の基準についても同様でございます。 |
| 論点2-③-4 | 現在のような不安定な社会情勢及び通信と放送の融合に係る法制度等が未だ固まらず、方向性が見えないような状況の中で定められた比較審査基準を、「放送法関連審査基準」として恒久的な基準とするのは、制度の硬直化につながり、特別衛星放送全体の番組の多様性や普及発展を妨げる要因となるのではないか。 | 一般論としては、許認可等の行政審査を迅速かつ公正に処理する観点からは、審査基準は、可能な限り、普遍的・恒久的な基準を設定しておくのが望ましいと考えられます。 他方、普及途上にある衛星放送分野の新規の委託放送業務認定手続は、地上放送分野の一斉再免許手続などと比べ、多様な属性の申請者から、数多くの多様な申請を受け付けることとなることが想定される分野であるため、これまでは、普遍的・恒久的な比較審査基準を設定することとはせず、申請受付のつど、その申請受付限りの一過性の比較審査基準を設定・公表してきたところですが、今般、これまでのBSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送に係る累次の比較審査の事例の蓄積等を踏まえ、一定程度の普遍化が可能となったと判断し、比較審査基準の恒久規定化を措置したところでございます。 また、一般論として、制度は、その時々々の社会情勢や経済情勢に照らし必要があれば不断に見直されるものであり、恒久規定化が制度の硬直化につながることはないと考えられます。 |

論点3

高画質化関係

| | | |
|-------|---|--|
| 論点3-1 | 既存の放送番組の高画質化に対する視聴者ニーズを踏まえ、可能な限り、既存の放送番組の画質向上を目的とする申請を、新規の放送番組の申請よりも優先すべきではないか。 | 放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする観点からは、既存の放送番組の画質向上を目的とする申請を、新規の放送番組の申請よりも優先することは、必ずしも適切でないと考えられます。 |
| 論点3-2 | 今後の特別衛星放送の活性化のためには、今回の貴重な機会を生かした新規参入番組が増加し、より魅力ある多彩な番組で一層の普及が促進される必要があるのではないか。 | 既存の放送番組の高画質化に対する視聴者ニーズを踏まえれば、既存の放送番組の画質向上を目的とする申請についても、排除しないこととするのが適当であると考えられます。 |
| 論点3-3 | 東経110度CSの高画質化のため、委託放送業務者の認定に係る周波数の整理ができるような制度整備が必要ではないか。 | 既に認定を受けた委託放送業務に使用する周波数は、放送法第52条の17第2項により、「委託放送事業者の申請により」変更することとされていることから、委託放送事業者のご理解・ご協力が必要であると考えます。 |

論点4-①

「広告放送の割合」関係(広告放送比率基準を審査の対象とすること)

| | | |
|----------------|--|---|
| <p>論点4-①-1</p> | <p>放送事業者による放送番組の編集の自由や、憲法上保障された表現の自由は最大限に尊重されるべきであり、放送番組の内容に関する事項を行政庁の審査対象とすることは適当でないのではないか。</p> | <p>現在、地上テレビジョン放送については、基幹的なメディアとしての公共的役割にかんがみ、各放送事業者に対し、教養又は教育並びに報道及び娯楽の各番組の相互の間の調和を保つようにしなければならないという、いわゆる番組調和原則を適用することにより、放送番組の多様性を確保しているところである。</p> <p>他方、特別衛星放送については、地上テレビジョン放送と同等の規律を適用することにより放送番組の多様性を厳格に確保するまでの必要はないと考えられますが、その一定の公共的役割及び国民生活に与える影響力にかんがみれば、これに対しても、より緩やかな行政上の措置を講じることにより、より緩やかに放送番組の多様性の確保を図る必要があると考えられます。</p> <p>このような考え方にに基づき、本件制度整備案においては、次の措置を講じることにより、特別衛星放送全体として、放送番組の多様性を緩やかに確保していくことを目指しています。</p> <p>ア 行為規制(行政法令上の義務)として放送番組の多様性の確保を強制するのではなく、申請に係る周波数の数に比して割り当てることが可能な周波数の数が不足する場合に限り、比較審査において、放送番組の多様性の確保への貢献が大きいと認められる事業計画を有するものに対し、周波数を優先的に割り当てることとする。</p> <p>イ 当該貢献度合の判断基準についても、教養又は教育並びに報道及び娯楽の各番組の量に個別に着目することとはせず、放送法第51条の2の規定に基づき他の番組との間において明確な識別が求められている広告放送の量に専ら着目することにより、反射的に広告放送以外の番組の総量の確保を緩やかに目指すこととする。</p> <p>仮に、このような行政上の措置でさえ講じることができないこととなると、結果として広告放送の割合が高いチャンネルが増加し(注:普及途上のメディアにおいては、一般的に、広告放送の割合が高いほど、放送法第52条の13第1項第2号に規定される財政的基礎審査において優位に立ち易くなる可能性があります。)、したがって、特別衛星放送全体としての教養又は教育並びに報道及び娯楽といった放送番組の多様性の確保が阻害される可能性があります。</p> <p>ご指摘のとおり、放送番組編集の自由や表現の自由は最大限に尊重されるべきものと考えられますが、本件措置は、上記の理由により、放送番組の多様性を確保し、放送の健全な発達を図る観点から、必要やむを得ない最低限の措置と考えられます。</p> |
| <p>論点4-①-2</p> | <p>本件措置により、無料放送については収入源に重大な制約が課されることとなり、事業の継続が事実上困難となるのではないかと。</p> | <p>既存の事業者団体の自主基準や諸外国の類似制度においては「2割」程度としているものが一般的であることを踏まえれば、必ずしも、「3割」の基準を設定することにより、事業の継続性に著しく悪影響を及ぼすとは限らないものと考えられます。</p> |
| <p>論点4-①-3</p> | <p>既存のBSデジタル放送事業者に対しても適用すべきではないかと。</p> | <p>総務省としては、憲法において謳われている「表現の自由」、或いは放送法に規定されている「放送番組編集の自由」の精神を最大限に尊重する観点から、放送番組の内容に関する規律は、原則として、放送法に規定されている「報道は事実を曲げないですること」、「公安及び善良な風俗を害しないこと」等、必要最小限の事項に止められるべきと考えています。</p> <p>今回の広告放送比率基準についても、このような観点から、既存の放送事業者や今回新たに参入を希望する者に対し一律に求めることとはせず、例外的に、新規参入希望者の数に比して新規割当可能周波数が不足することとなり、やむを得ず、比較審査により参入希望者間の優先順位を定める必要が生じた場合に限り、国民視聴者の利益を最大限に増進する観点から、最低限の基準として導入することを考えているところである。</p> |

論点4-②

「広告放送の割合」関係(具体的な数値基準の設定)

| | | |
|----------------|--|--|
| <p>論点4-②-1</p> | <p>「3割」という具体的な数値を設定することは、制度の硬直化を招き、適当でないのではないかと。</p> | <p>一般論としては、許認可等の行政審査において行政庁による恣意的な裁量が働くことがないようにする観点から、審査基準は、可能な限り、透明で客観的なものとするのが望ましいと考えられます。 無料放送を事業として継続するためには広告放送を一定程度行うことが必要であり、かつ、その割合が一定程度にとどまるものである限り、放送番組の多様性を阻害するおそれも小さく、特にこれを比較審査において不利に取扱う政策的必要性はないものと考えられますが、仮に、明確な具体的な数値基準の設定及び公表を行わないこととすれば、広告放送の割合が少なければ少ないほど(注:究極的には広告放送がゼロに近ければ近いほど)比較審査上有利となりかねず、結果的に、放送の健全な発達を図るという本件措置の制度趣旨に照らし、過剰な措置となるおそれがございます。 したがって、行政審査の恣意性の排除及び申請者の予見可能性の向上の観点からは、具体的な数値基準の設定及び公表を行う必要があると考えられます。</p> |
| <p>論点4-②-2</p> | <p>具体的な数値を「3割」とする理由如何。</p> | <p>現在、地上テレビジョン放送については、基幹的メディアとしての公共的役割にかんがみ、各放送事業者に対し、「教養又は教育」(a)、「報道」(b)及び「娯楽」(c)の3種類の番組の相互の間の調和を保つようにしなければならぬという、いわゆる番組調和原則を適用することにより、放送番組の多様性を確保しているところと見られます。 他方、衛星放送については、従前より、上記a、b及びcの3種類の番組の相互の間の調和を保つことを求めています。今回の制度整備に当たっては、準基幹的メディアとして位置付けられる特別衛星放送に係る放送番組の多様性を確保するための必要最小限の措置として、比較審査を行う必要が生じた場合に限り、放送法第51条の2の規定に基づき他の番組との間において明確な識別が求められている「広告」(d)の量に専ら着目することにより、反射的に「広告」(d)以外の上記a、b及びcの3種類の番組の「総量」の確保を緩やかに目指そうとしています。 この点、従前より、地上テレビジョン放送において、上記a、b及びcの3種類の番組の相互の調和を前提として、教育・教養番組の重要性にかんがみ、上記aのみ「3割以上」という具体的な数値基準を特に明示的に定めていることを踏まえれば、上記d以外の3種類の番組の総量の確保を緩やかに図ろうとする今回の制度整備の趣旨に照らしても、少なくとも、本件基準は、この地上テレビジョン放送に係る教育・教養番組の「3割」の基準を超えて設定することは適当でないと考えられます。</p> |
| <p>論点4-②-3</p> | <p>現在のような不安定な社会情勢及び通信と放送の融合に係る法制度等が未だ固まらず、方向性が見えないような状況の中で定められた比較審査基準を、「放送法関連審査基準」として恒久的な基準とするのは、制度の硬直化につながり、特別衛星放送全体の番組の多様性や普及発展を妨げる要因となるのではないかと。</p> | <p>論点2-③-4をご参照ください。</p> |

論点5

「青少年の保護」関係

| | | |
|--------------|--|---|
| <p>論点5-1</p> | <p>放送事業者による放送番組の編集の自由や、憲法上保障された表現の自由は最大限に尊重されるべきであり、放送番組の内容に関する事項を行政庁の審査対象とすることは適当でないのではないか。</p> | <p>ご指摘のとおり、放送番組編集の自由や表現の自由は最大限に尊重されるべきものと考えられますが、他方において、特別衛星放送が、既に対応受信機が4000万台以上出荷されており、約4割の世帯に普及しているとみられるメディアであることにかんがみ、新規参入希望者の数に比して新規割当可能周波数が不足することとなり、やむを得ず、比較審査により参入希望者間の優先順位を定める必要が生じた場合に限り、国民視聴者の利益を最大限に増進する観点から、最低限の基準として導入することとしております。</p> |
| <p>論点5-2</p> | <p>「成人向け番組」は、定義を明確にできる性質のものではなく、運用面で放送事業者に混乱を招く可能性があるのではないかと。</p> | <p>成人向け番組の定義は放送法施行規則において従前より明文で定められており、これまでも、その定義に基づいて審査を行ってきたところですが、これまでもにおいて運用面で混乱が生じているとは特段認められません。</p> |

論点6

新たな放送方式関係

| | | |
|--------------|---|---|
| <p>論点6-1</p> | <p>新たな放送方式に関する技術基準による放送は既存の受信機では視聴不可能となることなどから、当該方式による申請については、既存の視聴者保護の観点から、慎重な取り扱いを希望する。</p> | <p>現在放送されているチャンネルについては既存視聴者の保護等の観点から2011年以降も現行の放送方式による継続的なサービス維持が原則であると考えています。 一方で、新たな放送方式によって、例えばハイビジョンのマルチ編成や通信・放送連携など、高度なサービスの新規展開も可能になり、今後の視聴者利益にも資すると思われることから、新たに追加されるチャンネルについては、申請者が現行の放送方式に加え、新たな放送方式も選択可能とすることが適当と考えます。</p> |
| <p>論点6-2</p> | <p>特別衛星放送として普及発展を成すためには現行の放送方式(広帯域伝送方式)に1本化するべきではないかと。</p> | <p>新たに追加されるチャンネルについては、申請者が現行の放送方式に加え、新たな放送方式によるサービス展開を選択することを可能としています。この放送方式によるサービス展開を選択した場合、例えばハイビジョンのマルチ編成や通信・放送連携など、高度なサービスの新規展開が可能になり、今後の視聴者利益に繋がる面もあり、現行の放送方式と新たな放送方式を選択可能とすることは特別衛星放送の多様化及び健全な発展に資すると思えます。</p> |